
大崎上島町第2次男女共同参画推進計画



令和2年3月

目 次

第1章 計画の概要	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画策定の背景	1
3. 計画の性格と位置づけ	3
4. 計画の期間	4
5. 計画の策定・推進	4
第2章 計画の基本的な考え方	6
1. 計画の課題	6
2. 基本理念	8
3. 基本目標	9
4. 計画の体系	10
第3章 施策の展開と具体的な取り組み	11
基本目標1. 人づくり：人権尊重と男女共同参画の意識づくり	11
基本目標2. 環境づくり：個性と能力を発揮して共に参画・活躍する環境づくり 【大崎上島町女性活躍推進基本計画】	17
基本目標3. 安心づくり：だれもが自分らしく地域で暮らせる安心づくり	29
第4章 主な指標	38
第5章 計画の推進体制	40
資料編	41
1. 大崎上島町男女共同参画審議会設置条例	41
2. 大崎上島町男女共同参画審議会委員名簿	42
3. 策定経過	43

第1章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨

わが国は人口減少社会となり、少子高齢化が一層進行しています。そして、社会経済情勢がめまぐるしく変化し、人々のライフスタイルや価値観も多様化しています。このような中で、男女がお互いの人権を尊重しつつ、家庭、学校、職場、地域など、あらゆる分野に参画し、性別にとらわれることなく、責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる「男女共同参画社会」の実現は、社会全体の活力を増大させ、人々が将来に向けての希望をもつ好循環を生み出すものであり、21世紀のわが国において重要な課題の一つとなっています。

本町では、平成26年度に「大崎上島町男女共同参画推進計画」を策定し、家庭、学校、職場、地域で男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを推進してきました。「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識などは少しずつ変わってきていると考えられますが、地域全体に男女共同参画の理念が浸透しているとは言い難い状況です。このため、地域の状況、住民や事業所のニーズや価値観の変化に対応し、男女共同参画社会の実現に向けて計画的に施策を推進していくための指針として本計画を策定します。

2. 計画策定の背景

(1) 世界の動き

国際連合は、1975年（昭和50年）の国際婦人年と、1976年（昭和51年）以降「国連婦人の十年」が契機となって、女性の地位向上のための積極的な取り組みが世界的に進められてきました。

その後、1979年（昭和54年）、国連総会において、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（以下「女子差別撤廃条約」という。）が採択され、各国の取り組みがさらに推進されることとなりました。

1995年（平成7年）、北京で開催された「第4回世界女性会議」では、21世紀に向けて男女平等や女性の地位向上の国際的な指針となる「北京宣言」と「行動綱領」が採択されました。

2000年（平成12年）には、国連特別総会「女性2000年会議」が開催され、「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ（成果文書）」が採択されました。

2005年（平成17年）には、「第49回国連婦人の地位委員会」（「北京+10」）が開催され、「北京宣言及び行動綱領」、「女性2000年会議」の成果文書が再認識されるとともに、これらの完全実施に向けた一層の取り組みを国際社会に求める「宣言文」などが採択されました。

2010年（平成22年）には、「北京宣言及び行動綱領」と「女性2000年会議成果文書」の実施状況の評価を主要テーマに、「第54回国連婦人の地位委員会」（「北京＋15」）が開催されました。

その後、2011年（平成23年）には「UN Women」が正式発足、2012年（平成24年）以降は国連婦人の地位委員会で様々なテーマが採択されています。そして、2015年（平成27年）は「北京宣言」及び「行動綱領」が採択されてから20年を迎え、「第59回国連婦人の地位委員会」（「北京＋20」）が開催されました。

（2）国の動き

わが国では、1977年（昭和52年）の「国内行動計画」の策定以来、1999年（平成11年）6月には「男女共同参画社会基本法（以下「基本法」という。）」の公布や施行など、男女平等の実現に向け積極的に取り組まれてきました。この基本法に基づき、2000年（平成12年）に「男女共同参画基本計画（第1次）」が、2005年（平成17年）に「男女共同参画基本計画（第2次）」が策定されました。

第2次基本計画に基づくこれまでの取り組みの評価と総括が行われ、2010年（平成22年）には「男性・子どもにとっての男女共同参画」、「貧困など生活上の困難に直面する男女への支援」、「地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進」などの重点分野を新設した「第3次男女共同参画基本計画」が策定されました。

また、配偶者などからの暴力や職場等におけるセクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為による被害は、多くの人にかかわる社会的問題であり、重大な人権侵害と認識されるようになりました。2000年（平成12年）11月に「ストーカー行為等の規制等に関する法律」が、2001年（平成13年）10月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「DV防止法」という。）、2013年（平成25年）に「DV防止法の一部を改正する法律」が制定されるなど、法的な整備と被害者を守るための施策等が講じられています。

そして、2007年（平成19年）には「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」と「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定され、2008年（平成20年）には、仕事と生活の両立支援のための一般事業主行動計画の策定促進など「次世代育成支援対策推進法」が一部改正され、2015年（平成27年）には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）が制定されました。同年12月に策定された「第4次男女共同参画基本計画」では、効果的な施策の推進を図るため、「あらゆる分野における女性の活躍」、「安全・安心な暮らしの実現」、「男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備」、「推進体制の整備・強化」の4つの政策領域を設けています。

2016年（平成28年）に「女性活躍推進法」が全面施行され、「男女雇用機会均等法」及び「育児・介護休業法」も改正されました。2017年（平成29年）にも女性活躍推進法が一部改正されています。

（3）県の動き

広島県では、1977年（昭和52年）に女性行政の総合窓口の設置、婦人問題行政連絡協議会の設置を経て、1988年（昭和63年）には「広島県女性プラン」が策定され、1989年（平成元年）には、広島県婦人総合センター（現・広島県女性総合センター）「エソール広島」の開館など、各施策の推進が図られました。さらに2001年（平成13年）12月に「広島県男女共同参画推進条例」を制定し、これに基づく「広島県男女共同参画基本計画」が2003年（平成15年）2月に策定され、その後、2011年（平成23年）には、「広島県男女共同参画基本計画（第3次）」を策定するとともに、「広島県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画（第2次）」を策定しました。

そして、2016年（平成28年）には、「広島県男女共同参画基本計画（第4次）」「広島県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（第3次）」を策定するとともに女性活躍推進法に基づき、区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画を定めました。

また、「性被害ワンストップセンターひろしま」が開設され、24時間365日に対応できる相談体制が確保されています。

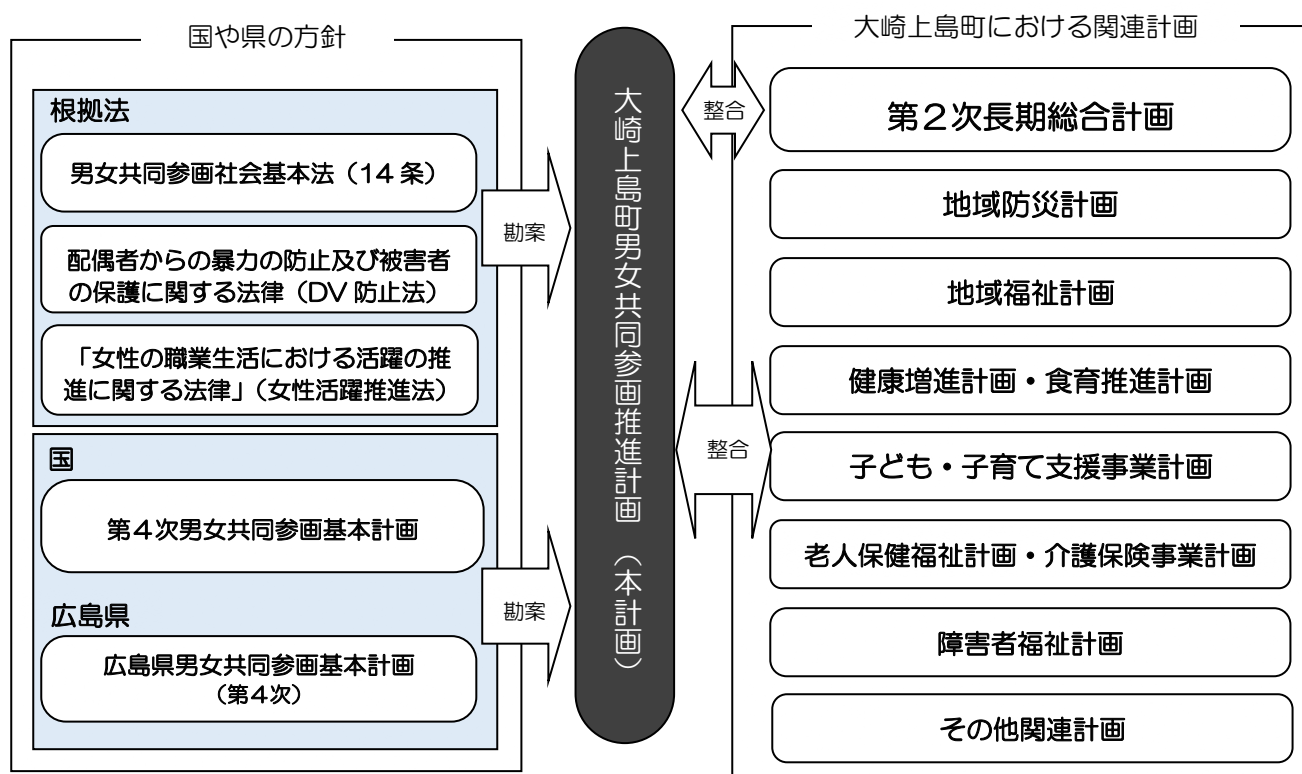
3. 計画の性格と位置づけ

本計画は、基本法第14条第3項に基づいて、本町が男女共同参画のまちづくりを総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画です。

また、「DV防止法」第2条の3の第3項に規定される「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」（市町村基本計画）及び「女性活躍推進法」第6条第2項に基づく「市町村基本計画」の内容を包含した計画と位置付けます。

また、「第2次長期総合計画（平成27～令和6年度）」をはじめ、町の関連する各種計画との整合性を図りつつ、策定・推進します。

関連他計画等との関係



4. 計画の期間

計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。ただし、国・県の動向や社会状況の変化に対応し、必要に応じて見直しを行うものとします。

5. 計画の策定・推進

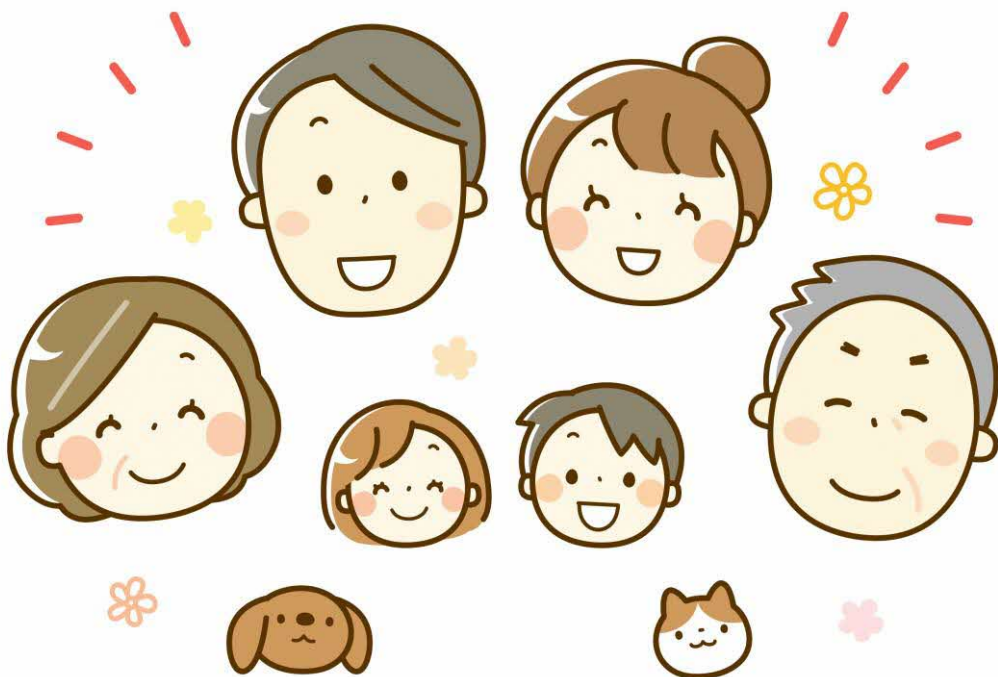
計画の策定にあたり、本町在住の18歳以上の住民を対象に、男女共同参画に関する意識調査（以下「住民意識調査」という。）を実施しました。あわせて、町内の事業所に就業環境等についてアンケート調査を行い、計画策定の基礎資料としました。

また、大崎上島町男女共同参画審議会を開催し、専門的見地から、日常生活における男女共同参画意識や実態に関して、様々な意見をいただくとともに、内容についても十分な審議を行いながら計画をとりまとめました。

計画期間には、定期的に進捗状況を把握し、男女共同参画審議会等に報告し、点検を行いながら推進します。

男女共同参画に関する意識調査の概要

	住 民	事業所
(1)調査対象	町内に在住する18歳以上の男女1,000人	町内の40事業所
(2)抽出方法	住民基本台帳より無作為抽出	無作為抽出
(3)調査方法	郵送配布・回収	郵送配布・回収
(4)回答数	384人(有効回答率38.4%)	30事業所(有効回答率75.0%)
(5)調査期間	令和元年7月27日～8月15日	令和元年8月5日～8月20日



第2章 計画の基本的な考え方

1. 計画の課題

住民意識調査・事業所調査などから、本計画期間に取り組むべき課題を整理します。

（課題1）男女共同参画に関する意識の啓発

男女共同参画に関する用語の認知度は、全般的に高くなってきていますが、住民意識調査では「知らない」という回答もみられます。また、“男は仕事、女は家庭”という考え方に『賛成できない』（“賛成できない”と“どちらかといえば賛成できない”を合わせた割合）という回答は5割を超えていますが、年代や性別により異なり、固定的な性別役割分担意識は根強く残っているといえます。このため、今後も継続的な周知・啓発を行い、意識づくりを進めていく必要があります。

（課題2）あらゆる分野への男女の参画・活躍の促進

役場の審議会等の女性委員や女性管理職などの登用に取り組んでいますが、分野により違いがみられるため、女性委員比率を高め、方針決定過程の場への女性の参画を拡大していく必要があります。また、地域活動への男女と幅広い世代の参画を促進していくために、広報紙や回覧板に加えて、効果的な周知方法の検討が必要です。

生活の中での仕事、家事、プライベートの優先度について、希望と現実乖離している回答が多く、特に男性は「仕事優先」となっており、仕事と家庭生活の両立が難しいことがうかがえます。このため、自身のこと、配偶者の働き方を見直し、希望に近づけるための環境づくりが求められます。

（課題3）働きやすい・暮らしやすい環境づくり

職場での平等感が高まっていますが、性別により差異や格差の内容も異なっているため、働く人と事業所への意識啓発が必要です。あわせて、働きやすい、働き続けられる環境を地域とともにつくっていくことが課題となっています。

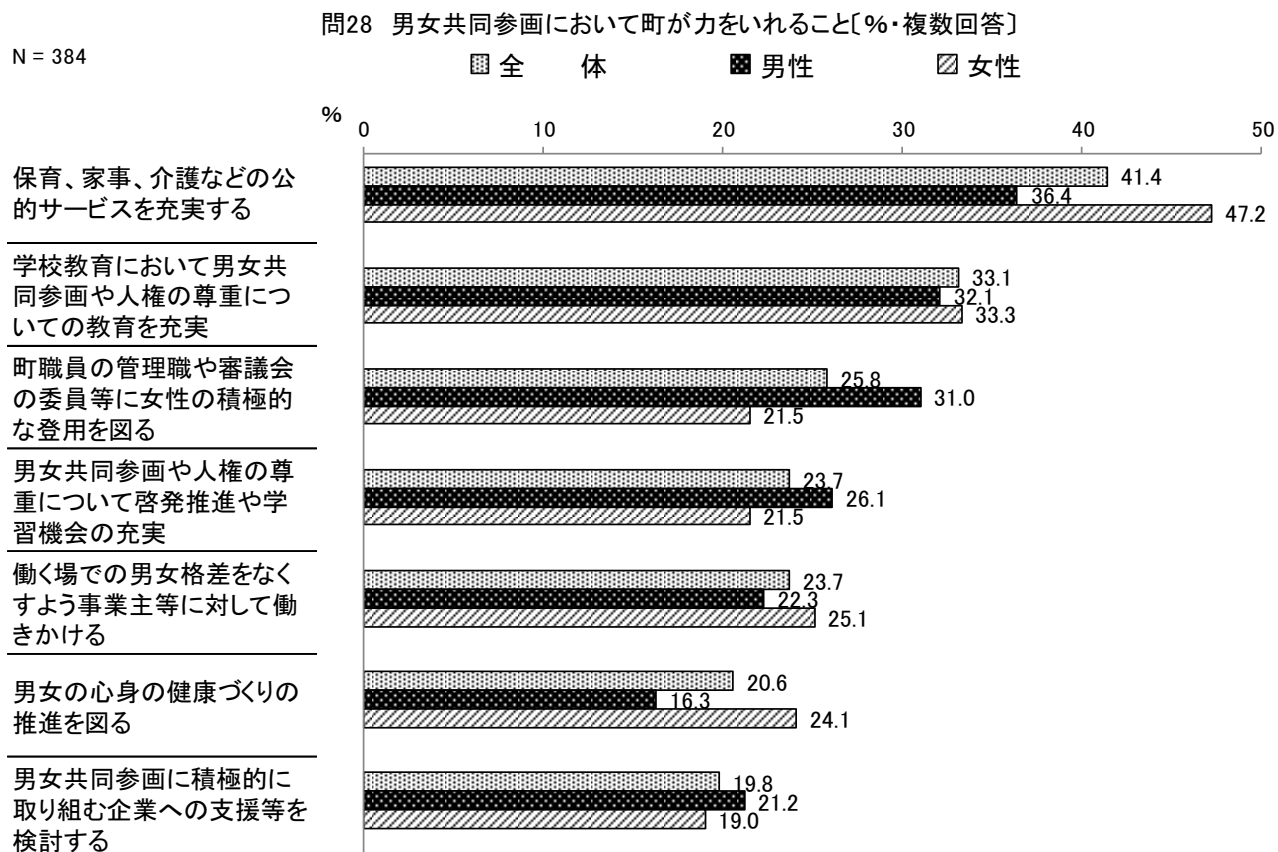
また、保育・子育て、介護などの生活を支えるサービスの充実を図り、暮らしやすい環境づくりを進めていく必要があります。

（課題4）あらゆる暴力を許さない体制づくり

住民意識調査では、恋人や配偶者など男女間の暴力の体験歴があるという回答がみられ、ドメスティック・バイオレンス（DV）に関する相談なども増加傾向にあります。このため、DVに関する正しい理解と未然防止に向けた啓発、男女が相談できる支援体制づくりを進めていく必要があります。

住民意識調査では、「男女共同参画社会の推進のために力をいれるべきこと」としては、「保育、家事、介護などの公的サービスを充実する」が全体で41.4%、男性は36.4%、女性は47.2%となっています。

男女共同参画社会の推進のために力をいれるべきこと上位7位(住民意識調査)



2. 基本理念

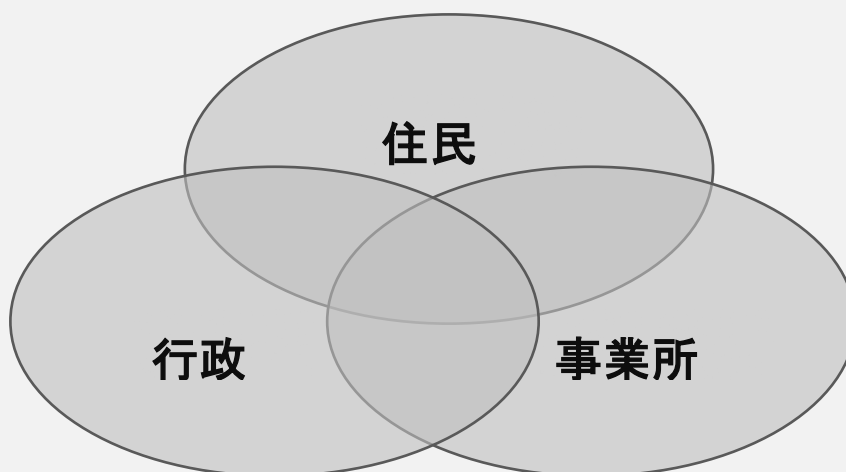
男女共同参画の視点を基本に、主体的に行動する住民を増やして、地域を元気にする取り組みが広がるように、共通の目標として本計画の基本理念を以下のとおり定めます。

計画の推進にあたっては、住民・事業所・行政など地域まるごと「協働」で進めていきます。

基本理念

互いに認め合い支え合い 自ら輝く 大崎上島町

地域まるごと「協働」で、常に主体的に行動



3. 基本目標

基本目標1.

人づくり：人権尊重と男女共同参画の意識づくり

男女共同参画の視点は、自分たちの暮らす地域に愛着や誇りをもち、その地域や暮らしをより良いものにするために重要です。

住民一人ひとりが性別にとらわれることなく、互いの個性を尊重し、認めあい、男女共同参画の意識を育むため、男女共同参画の理念や意義をはじめ人権意識について啓発や情報提供を行います。

基本目標2.

環境づくり：個性と能力を発揮して、共に参画・活躍する環境づくり

男女共同参画社会は、男女がともに自立した個人として、対等な立場で社会のあらゆる場に参加し、責任を担うことができる社会をめざしています。

だれもが地域で活躍できるように、自らの能力を高め、個性を発揮できる場を広げるためのチャレンジを支援して、多様な分野での参画、方針決定過程の場への参画を推進します。また、男女がともに働きやすい環境づくりに向けて、様々な制度や支援などの施策を充実させ、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進を支援します。

基本目標3.

安心づくり：だれもが自分らしく地域で暮らせる安心づくり

すべての住民が、地域で自立した暮らしを継続できるように、各種健康福祉支援策を推進します。

男女間の暴力や各種ハラスメントなどの性別に起因する問題は、人権意識の欠如から生じていると考えられます。一人ひとりの人権意識の高揚を図り、暴力の根絶に努めるとともに、被害者保護と自立支援に向けた取り組みを推進します。

4. 計画の体系

互いに認め合い 支え合い 自ら輝く 大崎上島町

基本目標

基本施策・施策の方向

基本目標 1.

人
づくり

人権尊重と男女共同
参画の意識づくり

1 男女共同参画意識を高める広報・啓発

- (1) 男女共同参画の意識づくり
- (2) 人権尊重の意識づくり

2 男女共同参画を推進する教育・学習の充実

- (1) 学校における教育・学習機会の充実
- (2) 生涯を通じた学習機会の充実
- (3) 職場研修の充実

基本目標 2.

環境
づくり

個性と能力を発揮して
共に参画・活躍する
環境づくり

【大崎上島町女性活躍推進基本計画】

3 あらゆる分野における男女共同参画・女性活躍の推進

- (1) 企画・意思決定過程からの男女共同参画の推進
- (2) 地域活動における身近な男女共同参画の推進

4 職場における男女共同参画・女性活躍の推進

- (1) 雇用機会の確保と処遇向上に向けての啓発
- (2) 能力発揮の促進支援・職域拡大の支援
- (3) 男女が働きやすい職場環境の向上

5 ワーク・ライフ・バランスの推進

- (1) ワーク・ライフ・バランスや働き方改革に関する啓発の推進
- (2) 仕事と子育て・介護の両立・調和の支援

基本目標 3.

安心
づくり

だれもが自分らしく
地域で暮らせる
安心づくり

6 生涯を通じて自立した暮らしを支える健康福祉の推進

- (1) 生涯を通じた健康対策の推進
- (2) 自立した生活のための支援

7 あらゆる暴力を許さない体制づくりの推進 【大崎上島町DV防止基本計画】

- (1) 男女間の暴力（DV）の防止、被害者支援の推進
- (2) 各種ハラスメント等の防止対策の推進

8 みんなが安心して暮らせる地域づくり

- (1) 互いに支えあうまちづくり
- (2) 男女共同参画の視点にたった防災活動の推進

第3章 施策の展開と具体的な取り組み

基本目標 1. 人づくり：人権尊重と男女共同参画の意識づくり

基本施策 1 男女共同参画意識を高める広報・啓発

【現状と課題】

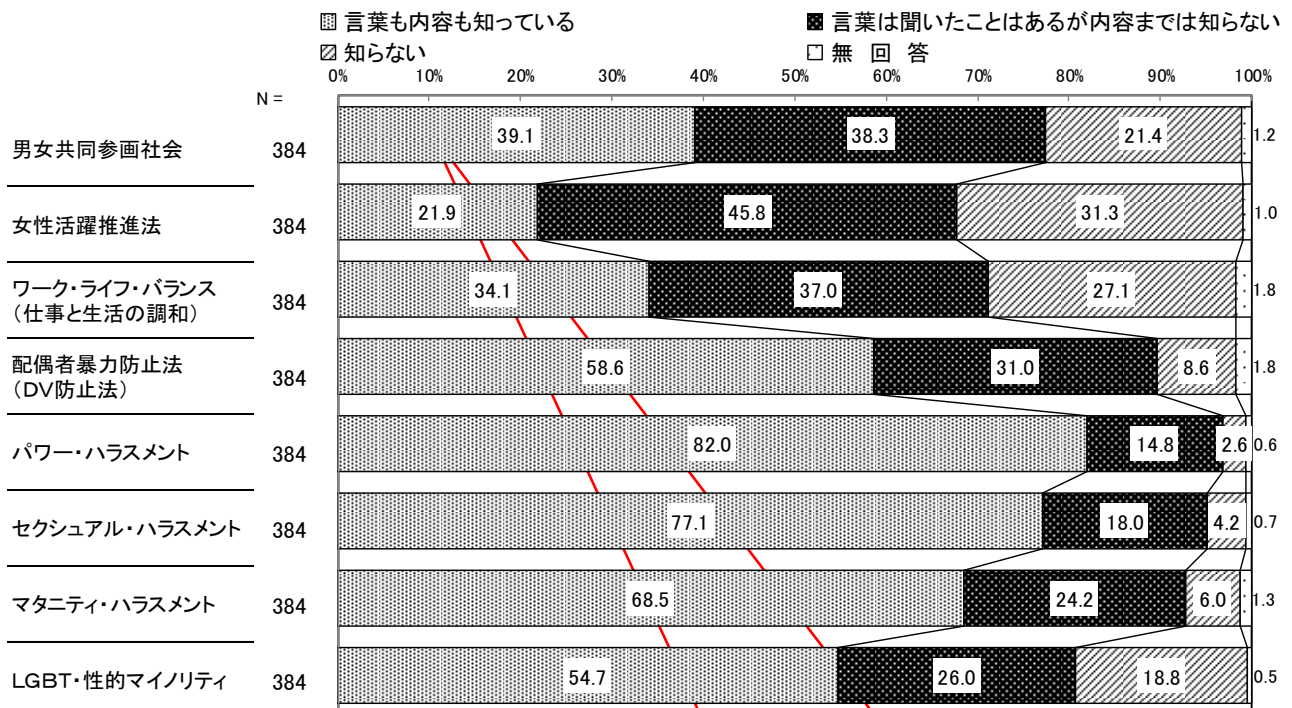
男女共同参画社会をめざした法律や制度の整備が進み、女性の社会進出が増え、男性の家事参加、育児休暇取得が奨励されるなど、少しずつではありますが、男女平等の意識は浸透しつつあります。しかし、仕事・家事・育児・介護、地域活動などあらゆる場面において、「男性は仕事、女性は家庭」「家事・育児・介護は女性に適性がある」などの固定的な性別役割分担の意識は根強く残っています。

住民意識調査では、男女共同参画について、言葉の認知度は高くても、概念や内容までは広く知られていないことや知らないという意見も一定量あることがわかりました。

性別役割意識を払拭するには、多様な機会、場面を活用して広報・啓発活動を行うことが重要です。男女共同参画の基礎的な概念について理解し、新たな法律や制度などについて知ってもらえるように、広報・啓発活動を促進することが重要です。

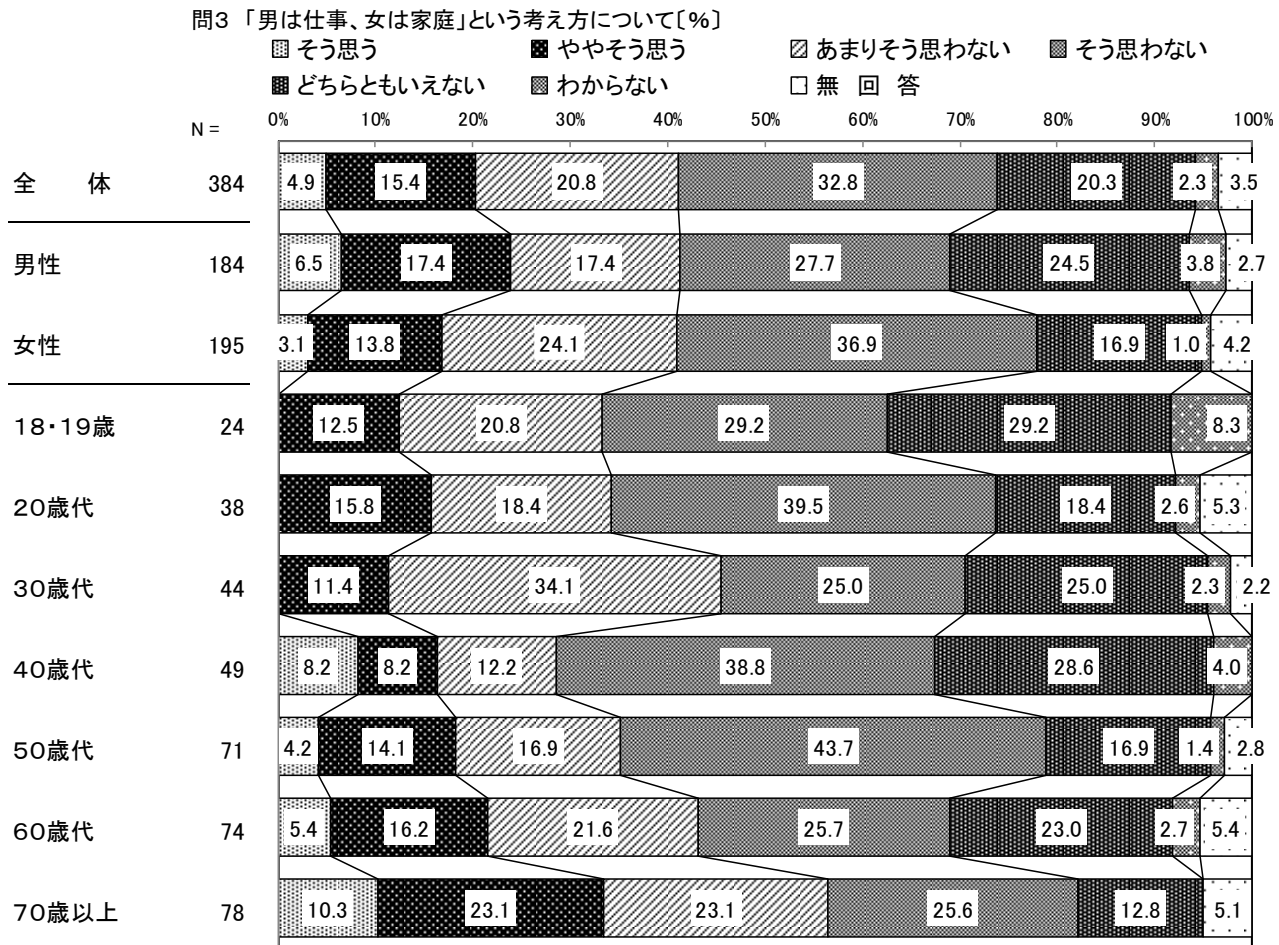
男女共同参画に関する用語の認知状況(住民意識調査)

問1(1)言葉の認知状況[%]



18・19歳が男女共同参画社会の認知度(12.5%)と、他の年代よりも低い。

「男は仕事、女は家庭」という考え方について(住民意識調査)



※グラフの全体は男女・年代の無回答を含めており、合計が合致しません（以下同様）。

【施策の方向】

- 人権尊重と男女共同参画の意識を高めるための広報・啓発活動を継続して行います。

（１）男女共同参画の意識づくり

施策名	取り組み内容	担当課
男女共同参画に関する広報・啓発活動の推進	○男女共同参画に関する住民の理解が深まるよう、広報紙やホームページ、講演会や研修会等を活用して、啓発活動を推進します。 ○多くの住民に関心をもってもらえるように、関係団体や各種グループ等との連携と協力により、効果的な広報や啓発の方法を検討し実施します。	住民課
男女共同参画に関する講座等の開催	○男女共同参画社会の実現に向け、男女共同参画に関する講座等を開催し、住民の参加を促進します。	住民課

施策名	取り組み内容	担当課
男女共同参画に関する情報の収集と提供	○男女共同参画に関連する情報を収集し、広報紙等を通して広く住民に提供します。 ○住民や事業所における男女共同参画に関する実態や意識等について、アンケート調査を行うなど、男女共同参画を推進していく上での基礎的な資料収集と提供に努めます。	住民課
固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発	○伝統行事や慣習などにおける固定的な性別役割分担意識（「男は仕事、女は家庭」といった意識など）の解消を図るため、広報紙等での啓発を充実させます。	住民課
広報「大崎上島」の発行	○「男女共同参画週間」にあわせて、男女共同参画社会に関するテーマを取り上げ、継続して周知・啓発を行います。	総務企画課

（２）人権尊重の意識づくり

施策名	取り組み内容	担当課
人権に関する正しい知識と理解の促進	○教育課との連携により、「人権文化講演会」を開催し、広く住民に人権問題について啓発を図り、男女共同参画意識の向上に努めます。 ○性的マイノリティなどに関する正しい理解を深めるための啓発を行います。	住民課
	○「人権講演会・ふくしのつどい」等、様々なイベントの開催を通して、人権に関する正しい知識と理解の促進に努めます。	福祉課
人権問題に関する学習機会の提供と啓発	○住民や企業、各種団体等を対象に、人権に関する基本的な知識や考え方を習得するための講座や学習会を実施し、人権教育・啓発の推進を図ります。	住民課
平和活動の推進	○男女がともに平和活動に積極的に取り組めるよう、人権文化講演会などを通じて、人権尊重と平和への貢献意識を高めます。	住民課
国際理解のための啓発推進	○「企業関係者等人権推進協議会」研修会などを通じて、外国人労働者の人権について啓発を図ります。	住民課

男女共同参画意識を高める広報・啓発に向けて住民・地域の取り組み

○男女共同参画財団との共催で研修会を開催しており、関心をもって参加してみましよう。
○男女共同参画推進計画の取組状況等を広報して、住民の関心が高まるように取り組んでいきたいと思います。

※住民・地域の取り組みは、男女共同参画審議会での話し合いよりまとめました。（以下同様）

基本施策 2 男女共同参画を推進する教育・学習の充実

【現状と課題】

人権の尊重や男女平等意識を育むには、幼少期から成長段階に応じて、多様な学習機会を通じて学んでいくことが大切です。住民意識調査でも、「男女共同参画社会の推進のために力をいれるべきこと」として、「学校教育において男女共同参画や人権の尊重についての教育を充実する」が多く回答されていますが、学校での教育や多様な学習機会の充実が、性別や年齢を問わず男女共同参画について理解を促し、男女共同参画を促す行動ができる人づくりにつながるといえます。また、社会に出てからも、男女共同参画に関する認識を深めることができるよう、さまざまな機会を活用した学習環境の充実を図っていく必要があります。

住民意識調査では、学校教育の場では、「平等である」が7割近くと特に多く、前回調査と比べても、「どちらかといえば男性が優遇されている」が8.4%、「平等である」が10.3%前回より多くなっています。

学校教育の場での男女の地位について(住民意識調査)

問2 男女の地位(4)学校教育の場では[%]									
	全 体	男性が 優遇され ている	どちらか といえば男 性が優遇 されている	平等であ る	どちらか といえば女 性が優遇 されている	女性が 優遇され ている	どちらとも いえない	わからない	無回答
今回	384 100.0	10 2.6	78 20.4	265 69.0	9 2.3	3 0.8			19 4.9
前回	143 100.0	1 0.7	17 11.9	84 58.7	1 0.7	- -	16 11.2	23 16.1	1 0.7

(上段:件、下段:%)

学生時代は男女差別をあまり感じず過ごすが、社会に出て男性優位社会の現実がわかるのではないかな。

平等であると感じている人が7割を占め、同和教育が徹底していると思う。

※吹き出しは、主に男女共同参画審議会での意見を紹介しています。(以下同様)



【施策の方向】

- 学校教育における男女共同参画の推進を図ります。
- 生涯を通じた男女共同参画推進のための教育・学習機会の拡充を図ります。
- 職場での研修機会の充実を図ります。

(1) 学校における教育・学習機会の充実

施策名	取り組み内容	担当課
男女共同参画意識を育む教育の推進	○学校において、男女共同参画と一人ひとりの個性の尊重を基本とする教育を進めます。性別にとらわれず、主体的な選択を可能にするための個性や能力を尊重した教育及び進路・生徒指導を進めます。	教育課
性及び性感染症に関する学習機会の充実	○身体の発育・発達には個人差があることを理解し、同性や異性を大切にすることを育む教育を推進します。 ○学校において、保健分野の学習の中で「体の発育や発達」に関する学習を通じて、性機能の成熟や性とのどのように向き合うかの理解、また、性感染症とその予防についての理解を促進します。	教育課
いのちの大切さを育てる教育の充実	○「いのちの大切さを育てる教育」は学校教育の根幹であり、全教育活動を通じて推進するとともに、日々の教育実践で、児童・生徒にいのちの大切さを育てる教育を推進します。	教育課
人権尊重の教育と啓発の推進	○人権擁護委員と連携のうえ、小学1年生を対象に「人権の花」運動を展開し、植物を育てることを通して命の大切さを育みます。	住民課
思春期ふれあい体験事業	○中学3年生に乳幼児とのふれあい体験の機会を継続して確保します。	保健衛生課
保健所との連携事業	○「広島県三原特別支援学校大崎分教室」高等部の生徒を対象に、西部東保健所の担当者とともに授業を行い、命の大切さや自分の性、お互いの性への理解を深めます。	保健衛生課



(2) 生涯を通じた学習機会の充実

施策名	取り組み内容	担当課
男女共同参画を推進する学習機会の充実	○男女がともに生活力を身に付け、その個性に応じて能力を高め、多様な生き方を選択していくための学習機会の充実を図るとともに、広報紙等を通じた情報提供に努めます。 ○男女共同参画推進に関わる講演会や講座などを通じて住民の学習機会の充実に努めます。	住民課
人権教育の推進	○人権講演会や小地域学習会などを行い、心豊かで文化的な社会の実現に向けて、人権尊重の理念に対する理解を深め、男女共同参画意識の向上を図ります。 ○メディアからの情報を主体的に読み解いていく能力(メディア・リテラシー)の向上を図るため、図書室を活用するなど啓発活動に努めます。	教育課
次代の親の育成	○「親の力」をまなびあう学習プログラムを活用し、妊娠から育児まで、親としての役割のみならず、家事・育児分担のあり方についても学習する機会を提供します。	教育課 保健衛生課

(3) 職場研修の充実

施策名	取り組み内容	担当課
町職員の男女共同参画意識の浸透	○職員に対する研修の一環として、県主催の男女共同参画に関する講義等への参加を促し、男女共同参画意識の浸透に努めます。	住民課
外国人受入れのための各種研修会への参加	○外国人の受入れや、在留管理制度、外国籍住民の心情の理解等について、窓口担当職員、国際交流担当職員が研修会(年2回程度)に参加し(公益財団法人ひろしま国際センター主催)、外国人の方も安心して町に住むことのできる体制を整備します。	総務企画課 住民課

男女共同参画を推進する教育・学習の充実に向けて住民・地域の取り組み

○「男女」を分けるより困っている人を助けるなど、自分の意見をいえる地域づくりを進めましょう。
○家にこもらず、外にでて楽しく過ごせる場所づくりを進めましょう。
○県や町の講演会などへは周りの人に呼びかけをして、積極的に参加・学習しましょう。
○男女共同参画に関して学ぶ場をつくって参加しましょう。
○ライフスタイルの多様化、男女共同参画に関する意識を学校・教育の場で学習しましょう。

基本目標 2. 環境づくり：

個性と能力を発揮して共に参画・活躍する環境づくり

【大崎上島町女性活躍推進基本計画】

基本施策 3 あらゆる分野における男女共同参画・女性活躍の推進

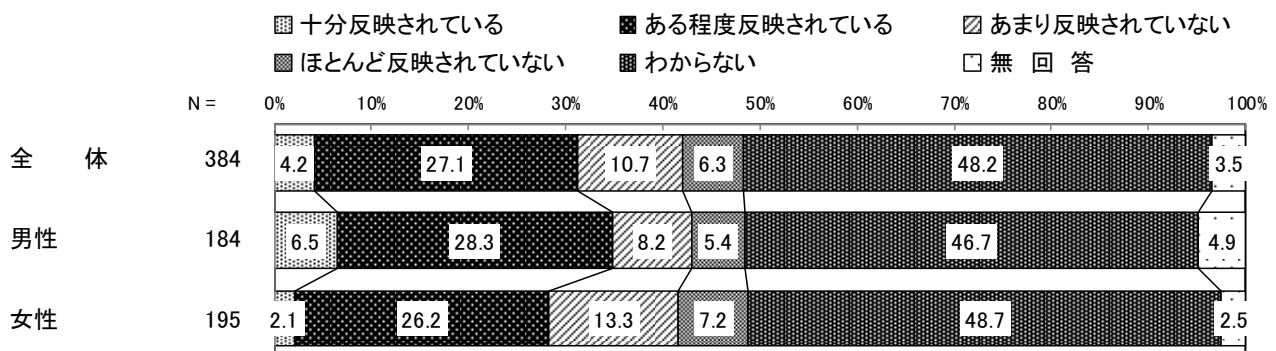
【現状と課題】

男女共同参画による活力ある社会の実現には、政策や方針の決定過程から男女がともに参画しさまざまな意見を反映させることが必要です。女性の社会進出は進んでいますが、わが国は女性の国会議員比率など国際的に政治の場の女性参画の遅れが指摘されており、あらゆる分野で政策や方針の決定過程への女性の参画は十分とはいえません。

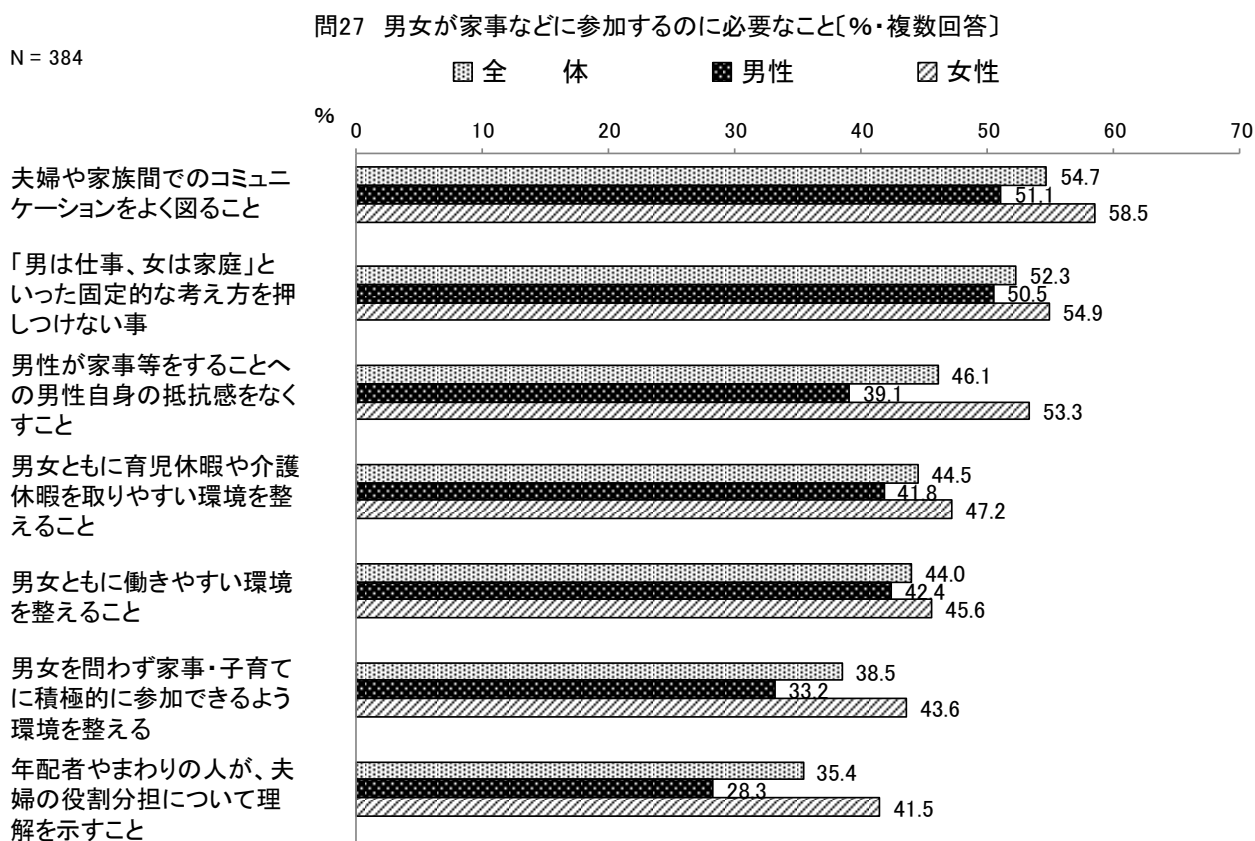
地域は家庭とともに最も身近な暮らしの場であり、そこでの男女共同参画の促進が求められています。地域活動では実際の活動は女性が担っていることが多いものの、立案や方針決定過程からの参画は少ない現状がみられます。このため、地域活動において立案・方針決定過程からの女性の参画を促進することが大切です。

町の政策への女性の意見の反映(住民意識調査)

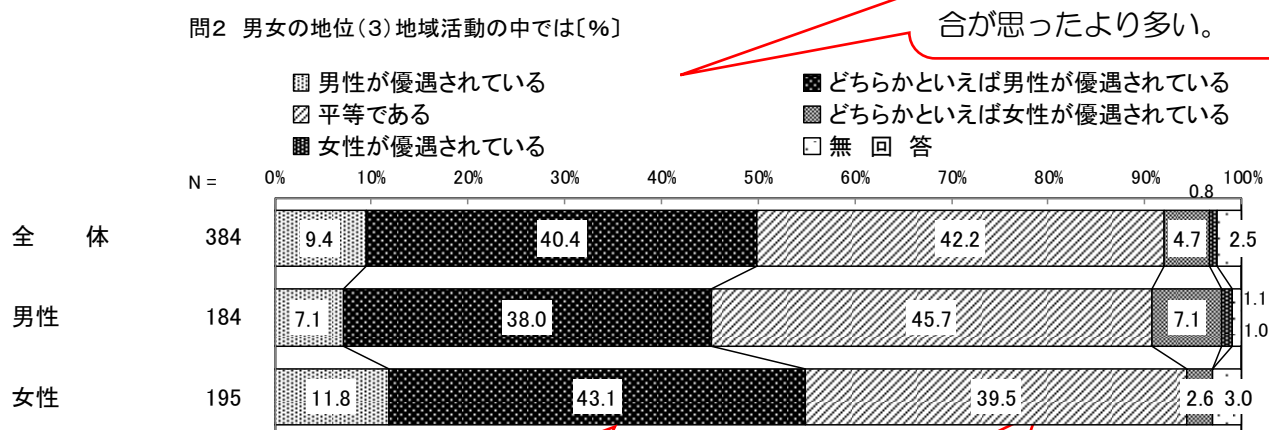
問25 町の政策に女性の意見が反映されている〔%〕



男女が家事等に積極的に参加するために必要なこと(上位7位)(住民意識調査)



地域活動の中での男女共同参画(住民意識調査)



地域の中で「女性が優遇されている」と感じている割合が思ったより多い。

区長・班長は男性の方も多いが、女性の声も聞きつつ、うまく回っているような気がする。

民生委員、高齢者巡回、相談員は女性が多数活躍している。

家の片づけは夫がしても地域行事の片づけはまだまだ女性が中心。祭りや打ち上げなど食べることの準備や片づけは女性の仕事になっている。

【施策の方向】

- 政策・方針の立案から意思決定過程への女性の参画を拡大します。
- 地域活動における男女共同参画を推進します。

(1) 企画・意思決定過程からの男女共同参画の推進

施策名	取り組み内容	担当課
審議会等における女性の参画促進	○各種審議会等への女性の参画を促進し、女性委員のいない審議会等を減らし、女性委員が増えるように、委員の選出規定の見直しや選出区分、選出方法の見直し等について指針を示し、庁内で有効に運用できるように努めます。あわせて、定期的に町の審議会及び委員会の女性参画状況について進捗状況を把握します。	全課
町職員の女性管理職への登用促進	○町女性職員の管理職への登用を促進します。	総務企画課
女性の人材育成と情報提供の促進	○女性が能力を発揮できる環境の整備や能力開発への支援を行うとともに、それらを通じて女性の意欲を高めていくための広報等を行います。	住民課
職員の能力開発と活用及び役職への登用	○性別にかかわらず、個人の能力と適性に応じた職域、職員配置と管理職への登用を行い、女性の管理職登用を積極的に行います。	総務企画課
経営・運営方針決定過程への女性の参画の促進	○商工会と連携し、町内の事業所の代表や役員への女性の参画を働きかけます。	地域経営課
地域住民と来訪者との交流促進	○女性団体が参画する各種イベントや地域の祭り等により、女性団体と来訪者との交流を推進します。	地域経営課
ふるさとづくり事業	○ふるさとづくり全般に意欲ある住民であれば、だれでも活用できる「ふるさとづくり事業」補助金制度について、引き続き活用を促進します。	総務企画課
社会教育委員等への女性の積極登用	○社会教育委員等への女性委員の登用を促進し、女性委員比率を3分の1以上にします。	教育課



（２）地域活動における身近な男女共同参画の推進

施策名	取り組み内容	担当課
地域団体等における女性の参画促進	○男女がともに地域で担う役割についての認識を高め、企画・運営面にも対等に参画し活躍できる環境づくりに向け、地域団体等への働きかけと活動支援に努めます。	住民課 関係課
女性の消防隊や防火クラブ等の編成	○町地域女性連合会を中心に組織の強化を促進し、消防団出初式、その他防災啓発活動等への参加促進を図ります。	総務企画課
女性団体への活動支援	○地域活動への女性の積極的な参画を支援します。 ○各種講座・講習会の開催によって勤労女性等の生涯学習の推進と日常生活の向上に努めます。公民館教室の充実や大崎上島文化センター（情報プラザ・エル）を拠点としたネットワーク化を図り、女性の地域活動参加を促進します。	教育課 地域経営課
女性の視点からの防犯活動の推進	○地区女性団体による防災訓練や避難訓練を行うとともに、地域の女性団体などに向け、防災学習会を開催し、より多くの女性に、防災意識を高める機会を提供します。 ○地域防災計画や防災マニュアル、避難所運営マニュアル等の作成において、女性委員の登用を積極的に行い、男女のニーズの違いを反映した防災・災害復興体制を推進します。	総務企画課
自治会活動の男女共同参画	○自治会の役員に女性を積極的に登用するよう働きかけを行います。	総務企画課 住民課

あらゆる分野における男女共同参画・女性活躍の推進に向けて住民・地域の取り組み

○あらゆる分野に挑戦・学習・体験できる機会、女性が活躍できる場を積極的につくっていきましょう。
○女性も積極的に主体的に行動し、自ら輝く！を常に意識しましょう。
○政治・教育分野（大学・高等学校など）で女性の研究者、教育の絶対数が世界的にみてわが国は低い状況なので、あえて女性枠を設けて登用や活躍ができるようにしましょう。
○町の審議会等に参加してみましょう。

基本施策 4 職場における男女共同参画・女性活躍の推進

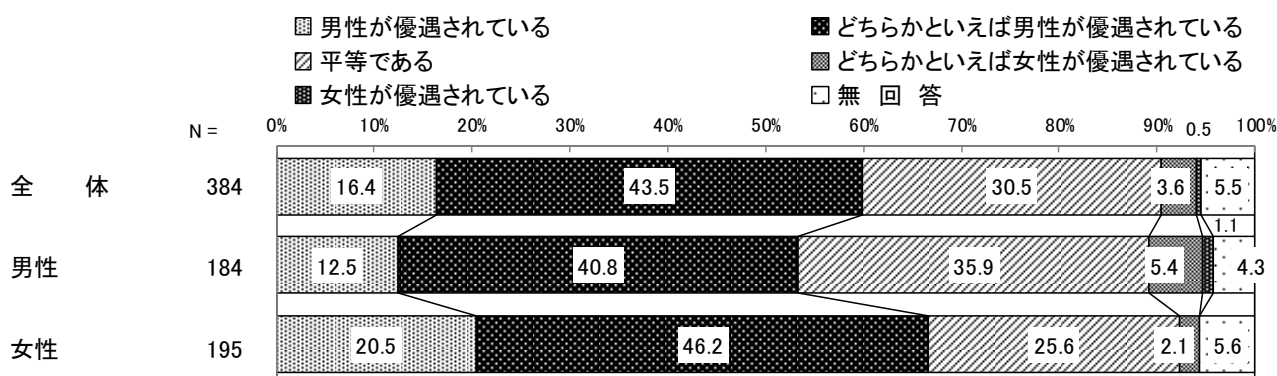
【現状と課題】

男女雇用機会均等法や育児・介護休暇制度が導入され、性別による雇用条件や雇用形態の違いは徐々に改善されてきました。本町の産業においても、女性は常に大きな力となり、町の経済を支えてきました。

雇用と職業生活において、職場の一人ひとりが性別にかかわらず、それぞれの能力を発揮していきいきと働ける環境を整えることが重要です。また、男女の働きやすい環境を整えるためには、育児休暇や介護休暇制度など仕事と家庭が両立できる支援体制や職場の理解も重要です。

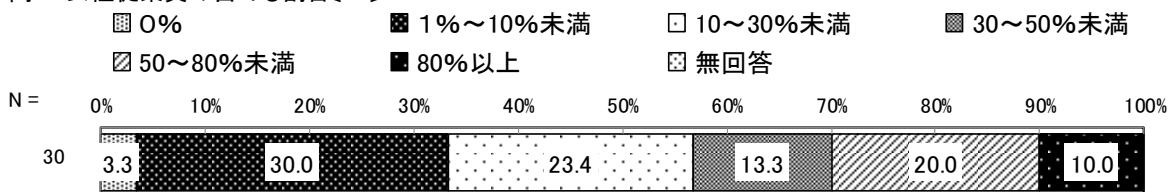
職場の中の男女平等(住民意識調査)

問2 男女の地位(2)職場の中では〔%〕

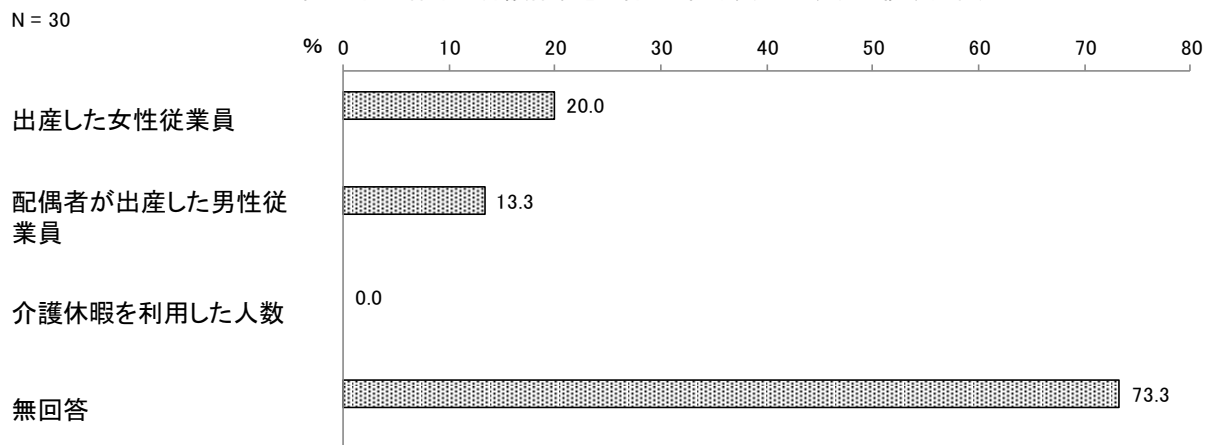


事業所の状況(住民意識調査)

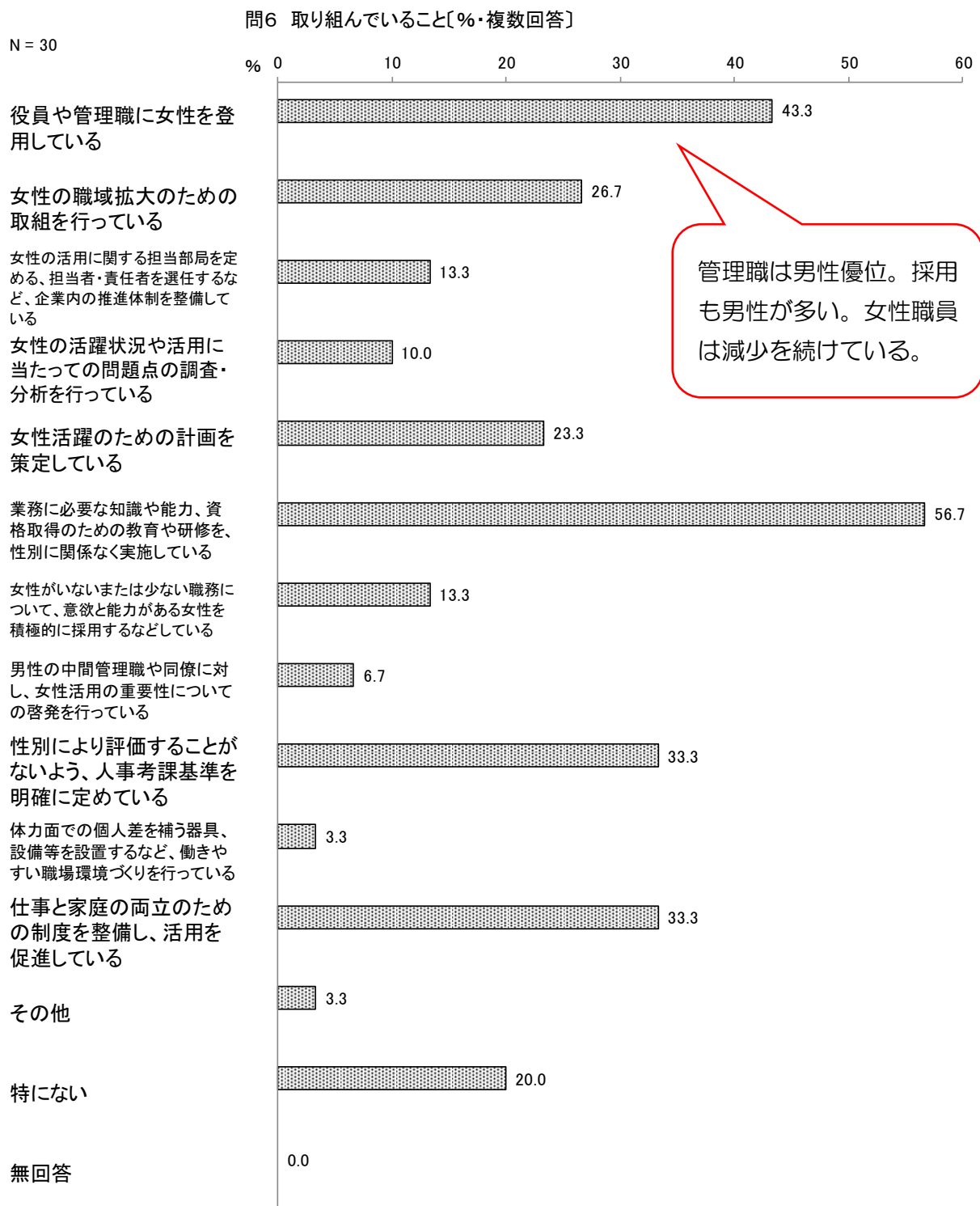
問3 女性従業員の占める割合〔%〕



問4 育児休業や介護休暇を取得した従業員の人数〔%・複数回答〕



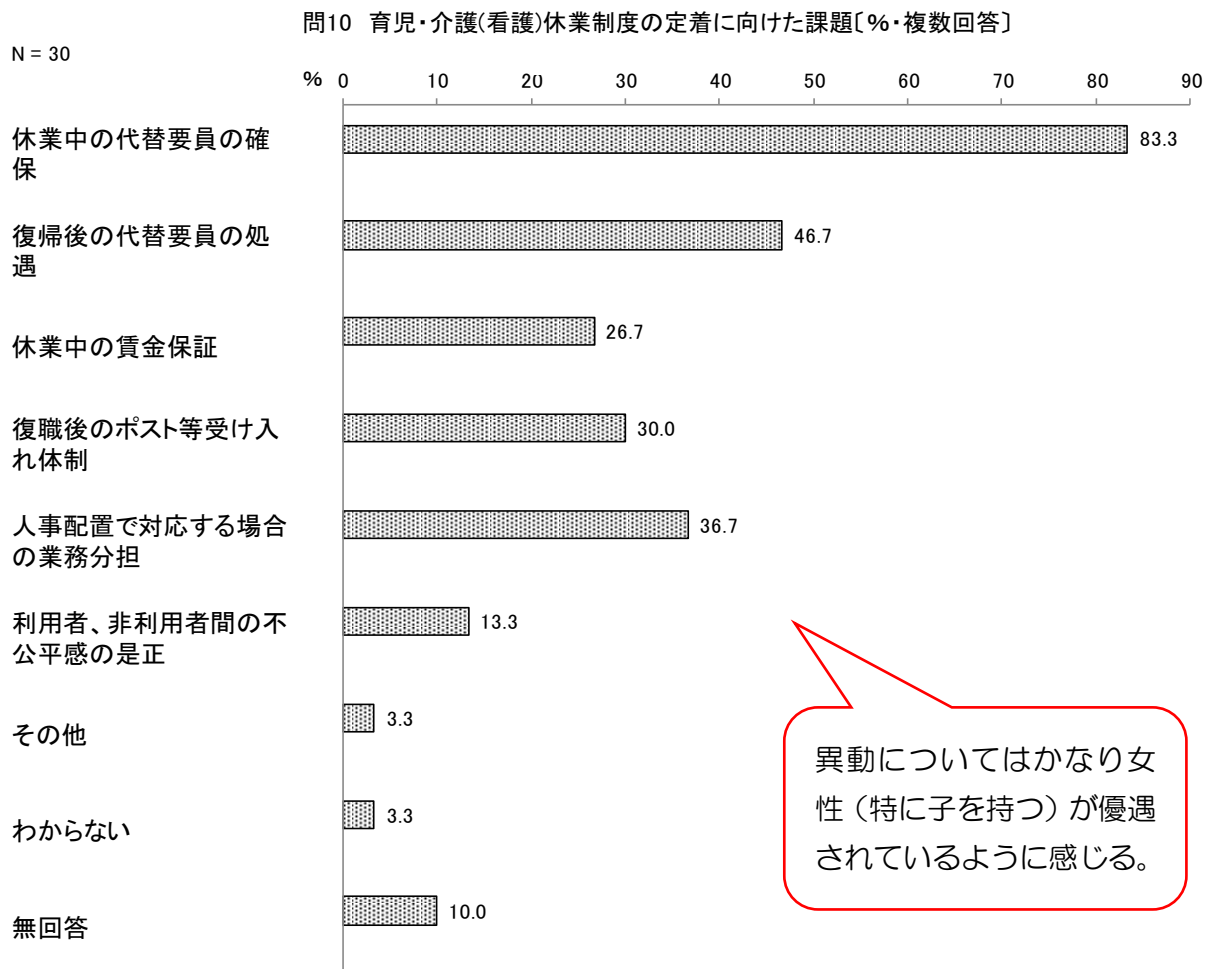
事業所が女性活躍推進で取り組んでいること(住民意識調査)



職場ではずいぶん環境が変わってきた。灰皿を洗ったり、掃除をしたり、お茶を入れたりが女性の仕事ではなくなった。



育児・介護(看護)休業制度の定着に事業所が必要だと思うこと(住民意識調査)



【施策の方向】

- 事業所・団体などにおける男女共同参画を推進します。
- 大崎上島の産業における男女共同参画の推進を図ります。

（１）雇用機会の確保と処遇向上に向けての啓発

施策名	取り組み内容	担当課
事業所・団体などでの男女平等教育の推進	○「企業関係者等人権推進協議会」を通じて企業・団体等に対する人権問題啓発研修を行い、男女共同参画についての理解を促進します。	住民課
事業所や自営業者等に対する啓発	○商工会と連携し啓発を行うとともに、関係するリーフレット等を商工会や担当課の窓口に設置して周知を図ります。	地域経営課

(2) 能力発揮の促進支援・職域拡大の支援

施策名	取り組み内容	担当課
認定農業者育成事業	○認定農業者の経営改善計画の作成支援と、積極的に女性を認定農業者に位置づけるための営農指導を、JA及び広島県と連携しながら推進します。	地域経営課
大崎上島町新規就農者育成事業	○国の青年就農給付金事業及び町の未来創造事業を活用しながら、夫婦営農により農業に参画している女性を支援します。	地域経営課
女性の起業家に対する情報の提供	○関係課と連携して、女性起業家や若者、高齢者やU・Iターン者等との交流の場を設けて情報提供を行うなど支援します。	地域経営課
雇用に関する情報提供と相談体制の整備	○引き続きハローワーク竹原からの求人情報を広報紙や窓口等で提供します。 ○個々の相談については、担当課で答えられる範囲で対応し、それができない場合はハローワークへの紹介を引き続き行います。	地域経営課
一般事業主行動計画策定の啓発	○「企業関係者等人権推進協議会」や商工会を通じて、一般事業主行動計画の策定や、女性活躍に関する啓発をします。	地域経営課 住民課 福祉課

(3) 男女が働きやすい職場環境の向上

施策名	取り組み内容	担当課
職場慣行の見直しに向けた事業所への広報・啓発の推進	○町内の事業所に就業形態や職場慣行の見直しについて広報・啓発します。	地域経営課 住民課
職場のハラスメント防止の取組の促進	○職場で起こりやすいハラスメント(パワハラ、モラハラ、セクハラ、マタハラ等)について事業所の防止対策の必要性を啓発し、取り組み事例の紹介などを努めます。	地域経営課 住民課
働きやすい職場環境づくりの支援	○働きやすい、働きがいのある職場づくりに向けて、事例や調査結果、中小企業事業主向けの支援策などを紹介します。	地域経営課 住民課
町役場が職場モデルとなるための取組の推進	○町役場が働きやすい職場のモデルとなるように、次世代育成支援・女性活躍推進特定事業主行動計画を推進するとともに、休暇制度の活用促進、職員のストレスチェック等を継続して推進します。	総務企画課
多様な働き方	○男女が多様な働き方の選択肢を広げられるように、パートタイムや派遣労働者の労働環境の向上について、町内事業所に啓発します。	地域経営課

職場における男女共同参画の推進に向けて住民・地域の取り組み

○男女問わずポジティブに考えられる言葉選び、職場環境の風通しの良さを考えていきましょう。
○女性の活躍の場を積極的につくっていきましょう。

基本施策5 ワーク・ライフ・バランスの推進

【現状と課題】

住民一人ひとりが年齢や性別にかかわらず、やりがいを感じながら働くとともに、健康を維持し、いきいきとした生活を送るためには、仕事と家庭生活との調和、いわゆるワーク・ライフ・バランスの考え方が重要です。

しかしながら、家庭における家事・育児・介護の多くは、女性が担っている場合が多く、育児や介護のために仕事や学習機会を諦めたり、多忙で健康を損ねたりする人もいますし、男性は労働時間が長い傾向が強く、男性の家事参加や地域参加が進まないのも課題です。

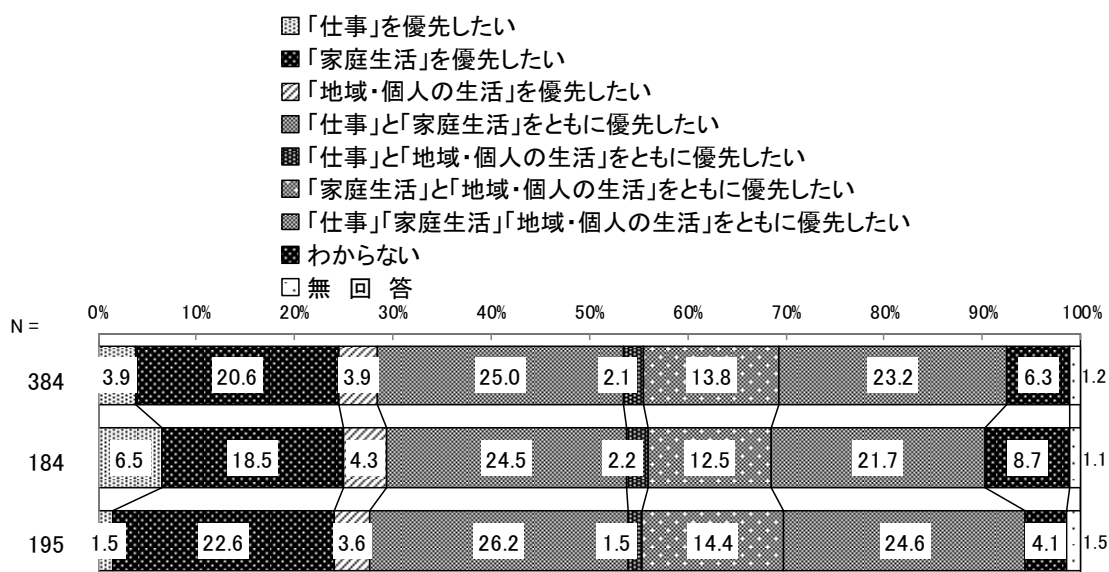
住民意識調査では、男性が家事等に積極的に参加するために必要なことについて、「夫婦や家族間でのコミュニケーションをよく図ること」や「『男は仕事、女は家庭』といった固定的な考え方を押しつけないこと」が多くなっています。「男女ともに働きやすい環境を整えること」や「育児休暇や介護休暇を取りやすい環境を整えること」が必要という回答も多く、男性にとっても仕事と家庭の両立が課題であることがわかります。

また、仕事と家庭の両立のためには、子育て家庭の負担の軽減も重要となります。子育て環境の整備や支援策の充実も大きな課題となっています。

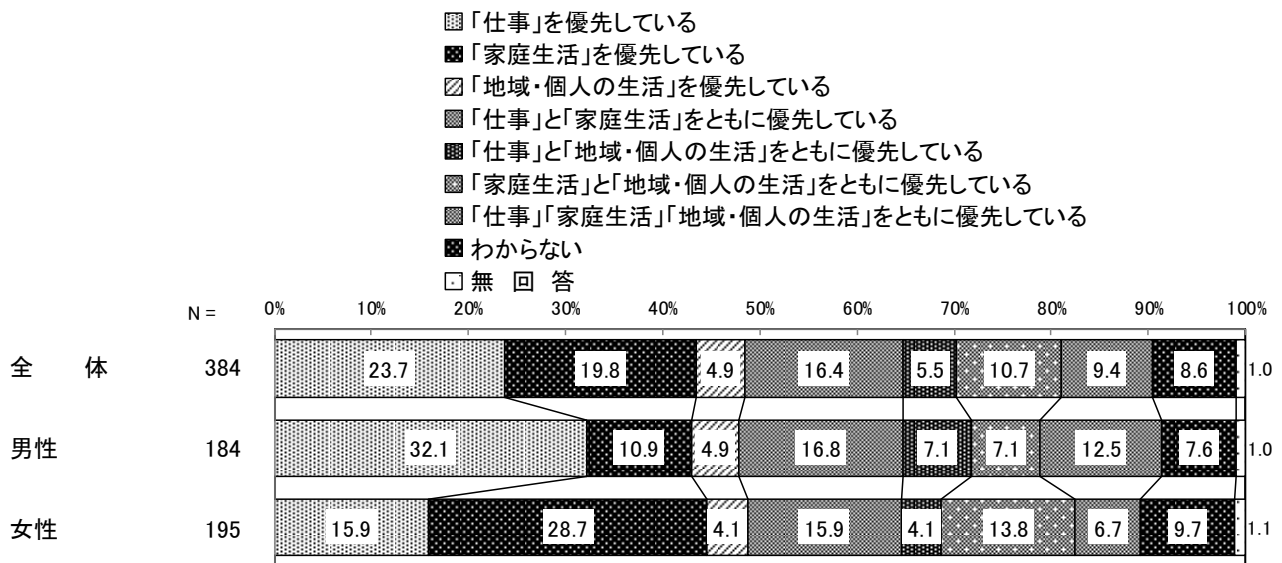
住民意識調査では、男性も女性も「仕事」を優先したいと考えている人よりも、現実に「仕事」が優先になっている人の割合が大きく上回っています。男女ともに「『仕事』と『家庭生活』をともに優先したい」という理想よりも、現実の割合のほうが大幅に下回っています。男女ともに仕事と家庭生活の調和には、理想と現実のギャップがあるという結果がでました。

「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活」優先度(住民意識調査)

問5 生活の中での優先度 あなたの希望〔%〕

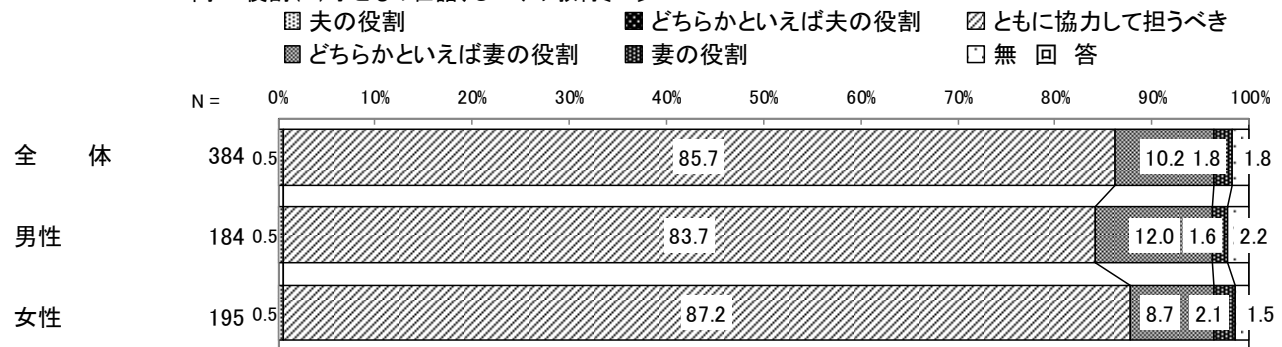


問6 生活の中での優先度 現状[%]



家事育児の平等の回答が多いが、仕事と家庭の優先は男女の差がある。これがまだ現実。

問4 役割(2)子どもの世話、しつけや教育[%]



子どもの世話、しつけや教育で「ともに協力して担うべき」が85.7%と高い認識でありながら、各家庭では、現実にはそうっていないのではないか。



【施策の方向】

- 家庭における男女平等の意識づくりを推進します。
- 子育て環境の整備と支援策の充実を図ります。

（１）ワーク・ライフ・バランスや働き方改革に関する啓発の推進

施策名	取り組み内容	担当課
ワーク・ライフ・バランスについての広報・啓発	○家事分担の実態を調べながら、女性に家事・育児が集中しがちな問題点や、協力しあうことの大切さについて考え、家族全員がそれぞれ家族の一員として協力しようとする意欲を育む教育を推進します。	教育課 住民課
事業所等に対するワーク・ライフ・バランスの広報・啓発	○適切な仕事時間と生活時間の配分、家事・育児についての男女の適切な役割分担など、ワーク・ライフ・バランスに関連する情報を収集し、広報紙等を通じて事業所等に対する周知・啓発を行い、仕事と家庭の両立についての理解を促進します。 ○育児・介護休業制度などの普及・啓発に努めます。	住民課

（２）仕事と子育て・介護の両立・調和の支援

施策名	取り組み内容	担当課
地域の子育て環境の整備と支援体制の充実	○子ども・保護者が手を取りあって成長し、安心して暮らせる地域づくりを推進するために、関係機関、地域が関わる子どもの健全育成活動や子育て支援の仕組み・つながりをつくり、多くの住民の参加と交流を広げていくよう取り組みます。	福祉課
地域子育て拠点事業	○子育てに関する悩みを気軽に相談でき、遊びと仲間づくりの拠点として、きらきらランドが大きな役割を担っています。今後も、子育ての孤立を防ぎ、何でも相談できる場として機能を強化します。	福祉課
児童虐待防止ネットワークの強化	○要保護児童対策地域協議会を通じて、民生委員児童委員、警察等との支援ネットワークを確保しており、継続して地域の見守りと虐待を防止する取り組み、調整が必要なケースへの適切かつ迅速な対応に努めます。 ○家庭児童相談員（母子・父子家庭自立支援員）を配置して相談支援を行い、必要に応じて県の児童家庭センター等の関係機関と連携を図ります。	福祉課
乳児家庭訪問	○出生児全員に対して保健師が家庭訪問を行い、引き続き必要な指導や助言を行います。	保健衛生課

施策名	取り組み内容	担当課
子育て支援ネットワークの構築	○少子化の進行により子ども同士のふれあいの機会が減少し、子どもの健やかな成長に対する影響が懸念されています。また、女性の社会進出等就労環境の変化、地域における近隣関係の希薄化など、子育てに関わる環境が大きく変化していることから、さらなる子育て支援のため、家庭や地域・こども園・幼稚園・学校・行政及び企業等のネットワーク構築に努めます。	福祉課
多様な保育サービスの充実	○子ども・子育て支援事業計画に基づき、保育サービスの充実を図り、今後も多様な保育ニーズへの対応を図ります。	福祉課
放課後児童対策・子どもの居場所づくりの充実	○放課後の子どもの居場所として、留守家庭児童の健全育成及び安全の確保のため、放課後児童対策(放課後子供教室わくわくスクール)を開設しています。今後も様々な体験活動を取り入れながら推進します。	教育課
家庭教育の推進 (親プロ事業の推進)	○就学時健診等で子育てに関する講話などを取り入れていきます。「親の力」をまなびあう学習プログラムを小学校などで実施します。	教育課

ワーク・ライフ・バランスの推進に向けて住民・地域の取り組み

○仕事と家庭の両立ができる職場づくり、有給休暇がとれる仕組みづくりなどを考えていきましょう。
○家族の一員として協力し合う、子どもにもお手伝いや家での役割を担ってもらうなど、家庭で男女共同参画を取り入れていきましょう。
○理想と現実(仕事優先の社会)とのギャップを埋めるには、地域の中であらゆる機会や場面を通し、会話していくことが必要です。



基本目標3. 安心づくり：

だれもが自分らしく地域で暮らせる安心づくり

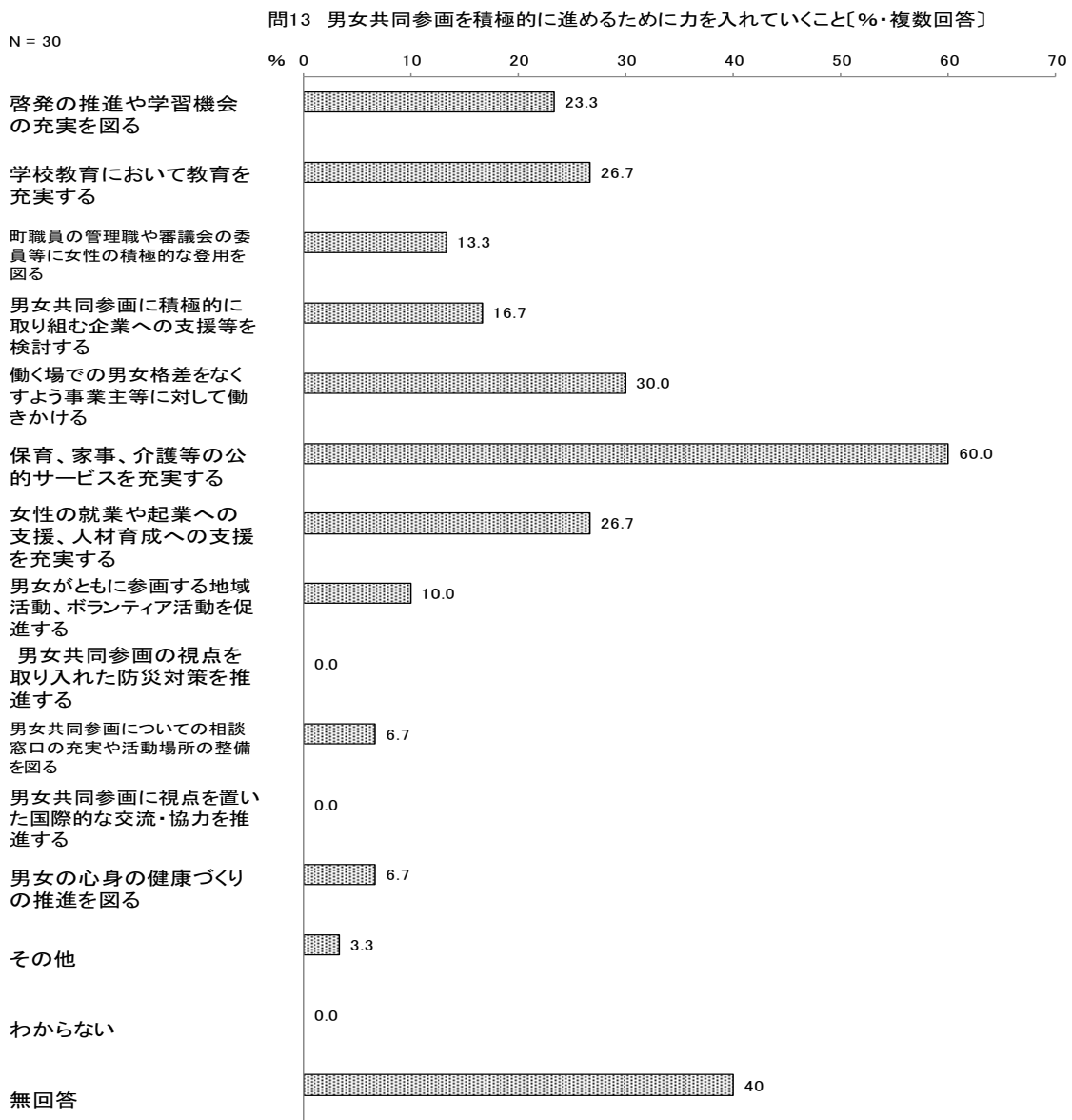
基本施策6 生涯を通じて自立した暮らしを支える健康福祉の推進

【現状と課題】

心と身体の健康を保持して健やかな日々を送ることはだれもが共通に願うことですが、女性は妊娠や出産など、生涯を通じて男性とは異なる健康上の問題に直面します。男女がお互いの健康についての理解を深め、妊娠・出産期、乳幼児期、学童期、青年期、壮年期、高齢期といったライフステージに応じた健康づくりが重要です。

また、ひとり親や障害者への支援、自分や家族に介護が必要になったときでも自立した生活ができるような仕組みづくりが必要です。

男女共同参画を積極的に進めるために力を入れていくべきこと(住民意識調査)



【施策の方向】

- 心と身体の健康づくりの支援など、生涯を通じた健康対策を推進します。
- ひとり親や高齢者、障がい者等の自立した生活のための支援を行います。

（１）生涯を通じた健康対策の推進

施策名	取り組み内容	担当課
食育の推進	○マタニティスクール、乳幼児健診・相談、認定こども園、幼稚園、学校、地域など様々な場で食育を推進するほか、「食に関する情報」について広報紙等を通し、広く住民に情報発信します。	保健衛生課
マタニティスクール	○妊婦に対してマタニティスクール等で(男女共同参画や女性の健康についても)啓発を行います。	保健衛生課
こころの健康づくりの支援	○心の健康相談日を設け、保健師、障害者相談員、精神保健福祉士、精神科医の相談を毎月または隔月で実施しています。相談日以外は、随時、来所相談等に応じる支援体制の充実を図ります。また、心の病気の正しい理解や早期対応に向けて支援するとともに、自殺予防の対策を推進します。	保健衛生課
母子の健康への支援	○「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、母子への支援サービスを実施します。 ○母子健康包括支援センターを設置し、妊娠期から子育て期の子育て家庭を支援します。	福祉課 保健衛生課
飲酒・喫煙等の健康被害に関する学習機会の充実	○飲酒に関する学習の機会として講演会等を実施しており、今後も引き続き取り組みます。 ○喫煙については、検診や妊娠届出時等保健事業の場を活用し、啓発します。	保健衛生課
生活習慣病・がん対策	○健康相談・がん検診・生活習慣病にかかわる検査等・健康教室を通して、生活習慣病の予防や重症化予防、がんの予防やがんの早期治療へとつながるように取り組んでいきます。その中で、さまざまなライフステージにある男女の状況を考え工夫することで、それらの事業が活用されやすいよう取り組みます。	保健衛生課
地域保健対策協議会との連携	○西部東保健所が開催するHIV 予防対策協議会の委員として会議に参加します。	保健衛生課
こころの健康づくりの推進	○「自殺対策計画」に基づき、各種取り組みを実施し、住民の心の健康づくりを推進します。	保健衛生課

(2) 自立した生活のための支援

施策名	取り組み内容	担当課
ひとり親家庭への支援	○自立支援教育訓練給付金事業・高等職業訓練促進給付金等事業などを通じて、母子・父子家庭等ひとり親家庭の自立を支援します。 ○母子・父子家庭の福祉等の増進に向け、支援を行います。 ○母子・父子自立支援員(家庭児童相談員)を配置し、相談活動を実施し、必要に応じて県の西部こども家庭センター等関係機関と調整を図ります。	福祉課
障がい者の自立支援	○障害者福祉計画に基づき、各種支援サービスを実施し、障がいのある人が地域で安心して暮らせる社会の実現に向け、障がい者施策の機能強化と充実に努めます。	福祉課
高齢者の自立支援	○老人保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、介護予防、地域包括ケアシステムの構築、高齢者福祉や介護保険に関する各種支援サービスを実施します。 ○介護保険利用ガイドを作成し、各戸へ配布します。	福祉課
社会福祉協議会との連携による福祉サービスの提供	○ボランティア活動・寄付等によって、広く住民から支援を受けている社会福祉協議会の活動を支援します。今後も、地域で求められる福祉サービスの提供、質の向上に努めます。	福祉課
相談支援体制の充実	○相談者のプライバシーに配慮しながら適切な対応や支援を行うことができるよう、相談窓口体制の充実に努めます。 ○障がい者や保護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、その他障害福祉サービス・障害児福祉サービスの利用支援等、地域生活に必要な相談支援を行います。 ○生活保護や介護、健康など、様々な立場での相談体制を充実し、関係機関と連携しながら経済的自立と生活安定のため、早期の課題解決に努めます。	福祉課

生涯を通じた自立した暮らしを支える健康福祉の推進に向けて住民・地域の取り組み

○健康や介護予防に関する講座、サロン活動に参加・協力しましょう。
○相談できる場所、窓口を知っておきましょう。



基本施策 7 あらゆる暴力を許さない体制づくりの推進

【大崎上島町DV防止基本計画】

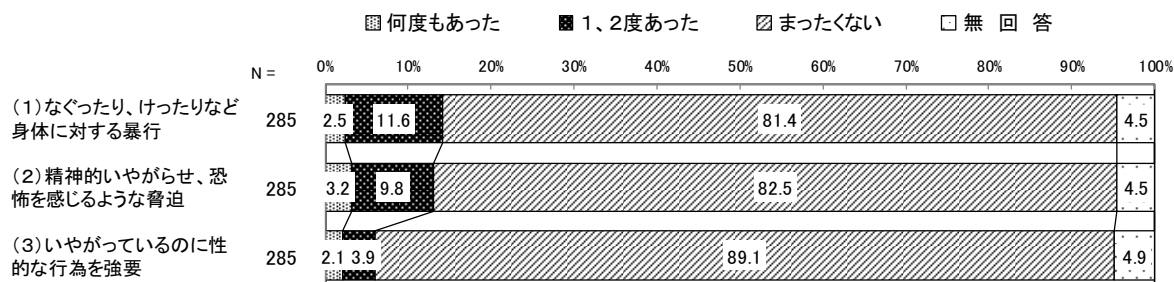
【現状と課題】

男女の人権の尊重は、男女共同参画社会形成の基本ですが、現実には配偶者やパートナー・恋人など、男女間のドメスティック・バイオレンス（DV）、デートDV、セクシュアル・ハラスメントなどさまざまな問題があります。子どもや高齢者に対する虐待も同様ですが、男女間の暴力は問題が表面化しにくいことから、防止のための啓発活動、相談窓口の周知と相談体制の確保、被害者保護と自立支援が大変重要です。

職場・学校・地域などでのセクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントの防止のために、関係機関と連携した啓発活動も進め、男女の人権が尊重される社会をめざすなど、人権を侵害する暴力等の課題の解決に一層の努力が必要です。

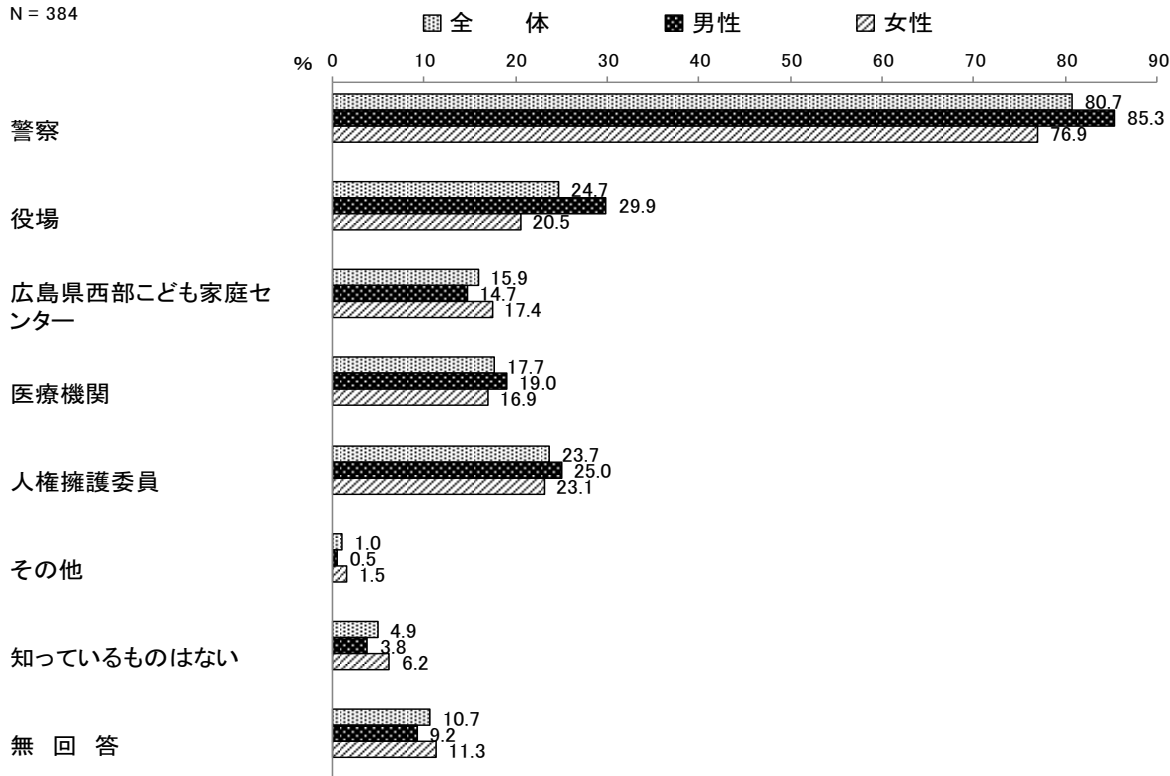
DVに関すること(住民意識調査)

問14 男女間であったこと[%]



問20 認知している相談機関[%・複数回答]

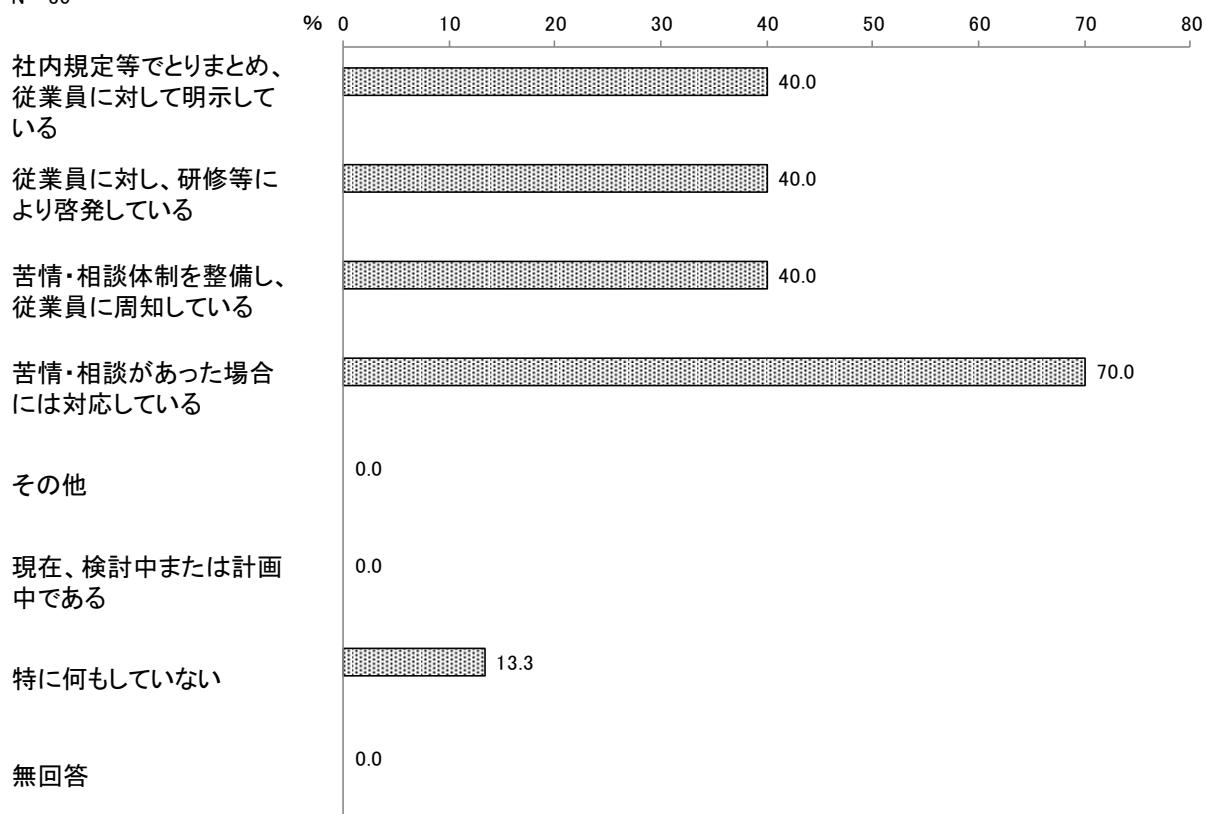
N = 384



職場での各種ハラスメント防止対策（住民意識調査）

問12 ハラスメント防止の取組〔％・複数回答〕

N = 30



【施策の方向】

- 男女間の暴力（DV）の防止、被害者を保護するための取り組みを推進します。
- セクシュアル・ハラスメント等、男女間のあらゆる暴力根絶に向けた対策に取り組みます。

（１）男女間の暴力（DV）の防止、被害者支援の推進

施策名	取り組み内容	担当課
男女間の暴力の問題に関する広報・啓発	○男女間の暴力（DV）についての認識を深め、暴力を防止するため、広報紙等による啓発活動に努めます。 ○次世代を担う若者を対象に講座等を行い、デートDV防止についての啓発活動に努めます。	住民課
男女間の暴力の防止と被害者支援の推進	○警察機関等との連携、本籍地、前住所地等の確認により、住民のDV被害者支援として、住民票、附票の交付制限措置を行います。 ○広島県西部こども家庭センターや警察等関係機関等と連携しながら、DV被害者にとってより相談しやすい体制の充実を図ります。	住民課

施策名	取り組み内容	担当課
町営住宅入居への配慮	○DV被害者等の単身での入居申請を受け、優先入居を配慮します。 ○入居条件を満たしている20歳未満の子を扶養している寡婦（寡夫）に対して、優先入居を配慮します。 ○子育て世代に良質な賃貸住宅を提供することにより、活力ある世帯の定住の促進及び良好な居住環境の確保に努め、地域の活性化と福祉の増進に寄与します。	建設課
関係団体との連携と被害者支援の充実	○DV被害者の支援に向け、関係課、関係機関との連携により、利用可能な制度や手続きの支援を行います。	福祉課
女性の人権相談への支援	○人権擁護委員協議会が実施する、広島法務局東広島支局員・人権擁護委員による特設人権相談所の開設を継続して支援します。	住民課

（２）各種ハラスメント等の防止対策の推進

施策名	取り組み内容	担当課
ストーカー被害の防止	○特定の人に対して執拗につきまとい、待ちぶせ、押しかけ、無言電話等の行為（ストーカー）の防止について、広報紙等による啓発・周知に努めるとともに、関係機関と連携し防止に努めます。	住民課
セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進	○セクシュアル・ハラスメント等による被害を未然に防止するために、職員への啓発に努めます。 ○広報紙等による告知、チラシやパンフレットの配布などを通じて啓発活動を促進し、防止に努めます。	住民課 総務企画課 地域経営課
防犯体制の充実	○住民や関係機関と連携し、防犯体制の充実を図るとともに、防犯に関する啓発・広報を行います。 ○地域住民や関係機関と連携し、住民の自主防犯意識を醸成する取り組みを検討します。 ○女性や子どもをはじめとして住民が安全に、安心して活動できるよう、防犯カメラ、防犯灯及び街灯の設置などに取り組みます。	総務企画課

あらゆる暴力を許さない体制づくりの推進に向けて住民・地域の取り組み

○無視、何気ない言葉、監視など他にも暴力はあるので、広報紙、ポスター、大崎上島町以外の人（プライベートがわかりにくいように）に相談できる場所を周知しましょう。
○暴力ではなく言葉で自分の思いを伝えあえる関係づくりを進めましょう。
○暴力を肯定する社会をつくらないこと、すべてのハラスメントは犯罪とする社会・ルールをめざしましょう。
○地域の高齢者の会合、サロン等で情報交換したり、話し合ったりしましょう。

基本施策 8 みんなが安心して暮らせる地域づくり

【現状と課題】

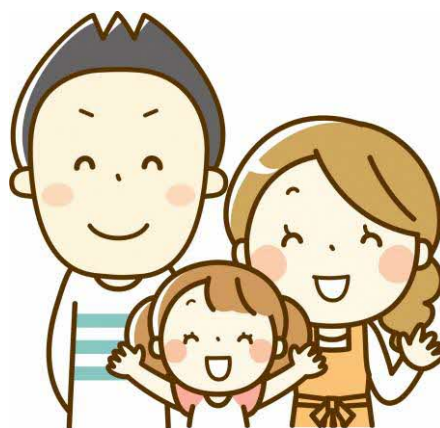
地域においては、少子高齢化の進行や人間関係の希薄化、単身世帯の増加など、さまざまな社会環境の変化が生じています。子育てや介護、防犯、防災などに大きな役割を果たしてきた地域社会のつながりは、核家族化が進んだ現在、改めてその役割の大切さが再認識されています。悩みや問題を抱えた人が孤立することのないよう、地域社会における支え合いや助け合い活動、相談しやすい環境づくりを進めていくことが大切です。

そのためにも、地域における付き合いや伝統は大切にしながらも、互いの一人ひとりの考え方や行動を尊重できるコミュニティづくりへの日頃の取り組みが重要です。

また、近年、地震や風水害など災害が相次いでいます。防災や災害時の避難所などに関し、女性の視点の必要性が指摘されています。安心して毎日の生活を送ることができる防災体制の整備には、女性の視点を活かすことも重要です。



男性も（60代後半～）自分の親の世話をする人が増えた。



男性も、学校・地域活動に出ることで、男女（夫婦）間の家庭のきずなが深まり、うまくいく。



【施策の方向】

- わがごとまるごと地域共生社会をめざして、日常的な支え合いや見守り活動を推進します。
- 様々な課題を抱えて支援が必要な世帯が地域で孤立しないように、地域で支えあうまちづくりをめざします。
- 災害に負けないまちづくりをめざし、男女共同参画の視点にたった防災活動を推進します。

(1) 互いに支えあうまちづくり

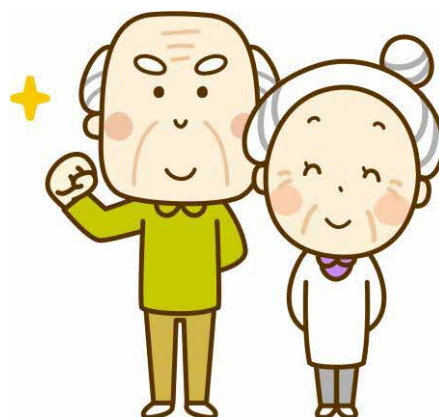
施策名	取り組み内容	担当課
支援ネットワーク体制の強化	○在宅のひとり暮らしまたは高齢者のみの世帯に対し、高齢者世帯巡回相談員が週1回程度訪問し、安否確認を行うとともに、必要に応じて関係機関との連絡調整を図ります。 ○徘徊の恐れのある高齢者及び障がい者の安全確保とその家族への支援体制の充実を図ります。 ○障がいがある方の身近な相談と専門性の高い相談に対応できるように、関係課や町内外の各相談窓口のネットワークの強化を図ります。	福祉課
青少年育成及び家庭・各関係機関との連携等	○国・県・関係団体と連携・協力しながら、青少年がその誇りと責任についての自覚を高めるための諸活動、青少年の非行防止及び社会環境の浄化を図るための諸活動等に取り組み、住民等への周知や啓発に努めます。	福祉課 教育課
高齢者の活動の場の充実	○単位老人クラブ、連合会など、地域のボランティア活動や子どもたちとの交流事業を通じて世代間交流を深めています。こうした活動の場とともに、高齢者の多様化する学習ニーズ、関心に対応しながら、高齢者の生きがいづくりに今後も継続して努めます。	福祉課
介護・福祉相談体制の充実	○高齢者や障がい者、家族等が必要なサービスを安心して利用できるように、地域包括支援センター、在宅支援センター等との連携を強化します。	福祉課
地域での孤立を防止する取り組みの推進	○自殺対策計画による生きる支援に向けて、啓発活動や支援活動を推進します。 ○地域福祉計画にもとづく、見守り活動や支え合い活動など地域福祉活動の推進を図ります。 ○子どもの貧困対策、生活困窮者自立支援など支援が必要な人・世帯が地域での孤立を防ぐための取り組みを推進します。	保健衛生課 福祉課

(2) 男女共同参画の視点にたった防災活動の推進

施策名	取り組み内容	担当課
防災体制の整備	○学校や公共施設・道路など防災対策が必要な箇所について把握するとともに、計画的に修繕等を実施します。また、避難場所や避難経路などの周知・広報に努めます。 ○障がい者や高齢者などで災害時に避難などに支援を要する人を把握し、災害時の支援につなげていくため、避難行動要支援者台帳の整備に取り組みます。 ○災害発生時の避難対策として、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児など、特に配慮が必要な人のための福祉避難所の確保に努めます。 ○地区女性団体による防災訓練や避難訓練を行うとともに、地域の女性団体などに防災学習会を開催し、より多くの女性に、防災についての意識を高める機会を提供します。 ○地域防災計画や防災マニュアル等の作成において、女性委員の登用を積極的に行い、男女のニーズの違いを反映した防災体制を推進します。	総務企画課
防災活動における各課連携	○日常の見守り活動とあわせて、関係課や消防署等との連携を図り、災害時等における地域の支援体制の構築に努めます。	総務企画課 各課

みんなが安心して暮らせる地域づくりに向けて住民・地域の取り組み

○地域活動の推進—興味・特技・金銭面と様々なので色々な「共に参加する場所」の提供、人が顔見知りになること、困ったことがあったら相談できる仕組みをつくっていきましょう。
○ご近所で互いに認め支え合える関係を続けていきましょう。
○高齢化や一人暮らしの世帯が増加する中、地域社会において支え合いの意識をもった福祉的な支援や相談しやすい環境、関係性を保持していくことが重要です。そのためには、自治組織をはじめ、女性会、老人クラブなどで日常的なつながりを大切にしていきましょう。



第4章 主な指標

項 目	現状 (令和元年度)	指標 (令和6年度)	備考
基本目標1 人づくり：人権尊重と男女共同参画の意識づくり			
人権擁護・男女共同参画等に関する講演会の開催	年1回	年1回	住民課
男女共同参画に関する啓発	町広報による啓発	町広報による啓発 若年層等への啓発	住民課
男女共同参画社会の言葉と内容の認知度	39.1%	50%以上	意識調査(内容までわかっている人の割合)
社会全体での男女平等感	19.8%	25%以上	意識調査(男女平等だ と思う人の割合)
「男は仕事、女は家庭」とは思わない人	男性45.1% 女性61.0%	男性50%以上 女性65%以上	意識調査(あまり思わ ない、思わない割合)
人権問題、男女共同参画に関する研修(町職員)	実施	全職員に実施	総務企画課
基本目標2 環境づくり：個性と能力を発揮して共に参画・活躍する環境づくり			
審議会等委員のうち女性委員の占める割合	32.3%	40%	全課
女性委員がいない審議会等	20% (平成30年度)	0%	全課
地域活動での男女平等感	42.2%	50%	意識調査(男女平等だ と思う人の割合)
女性(25～44歳)の就業率	72.5% (平成27年)	72.5%より上昇	国勢調査
新規女性就農者数	合計3人 (平成30年度から)	合計10人	地域経営課
女性活躍推進特定事業主行動計画を策定している事業所	20%	20%より上昇	意識調査
町役場課長相当職以上の女性職員の割合	11.1% 1人	20% 2人	全課
ワーク・ライフ・バランスの言葉と内容の認知度	34.1%	45%以上	意識調査(内容までわかっている人の割合)
町職員のメンタルヘルス対策の実施	実施	実施	総務企画課
町職員の年次有給休暇取得日数	13日と2時間	15日	総務企画課
町男性職員の育児休業取得者	合計1人	5年間で合計2人	総務企画課

項 目	現状 (令和元年度)	指標 (令和6年度)	備考
基本目標3 安心づくり：だれもが自分らしく地域で暮らせる安心づくり			
子育て支援手当支給事業の満足度	62.6% (平成30年度)	現状より増加	福祉課(子ども・子育てニーズ調査)
放課後子供教室(わくわくスクール)登録児童数	42人 (令和元年度見込)	34人	教育課
特定健康診査の受診率	28.0% (平成30年度)	60% (令和2年度)	保健衛生課(データヘルス計画)
各種がん検診の受診率	胃がん 8.9% 肺がん 7.3% 大腸がん 10.4% 子宮頸がん 15.0% 乳がん 22.7% 平均 12.9% (平成29年度)	平均 18.0% (令和2年度)	保健衛生課(元気島おさき21)
わくわく元気ポイントカード発行者数	800人 (令和元年度見込)	現状より増加	保健衛生課
職場での各種ハラスメント防止に取り組んでいる事業所	86.7%	現状より増加	意識調査
DVの相談先を知らない人	4.9%	現状より減少	意識調査
自主防災組織数	40%程度	現状より増加	総務企画課



第5章 計画の推進体制

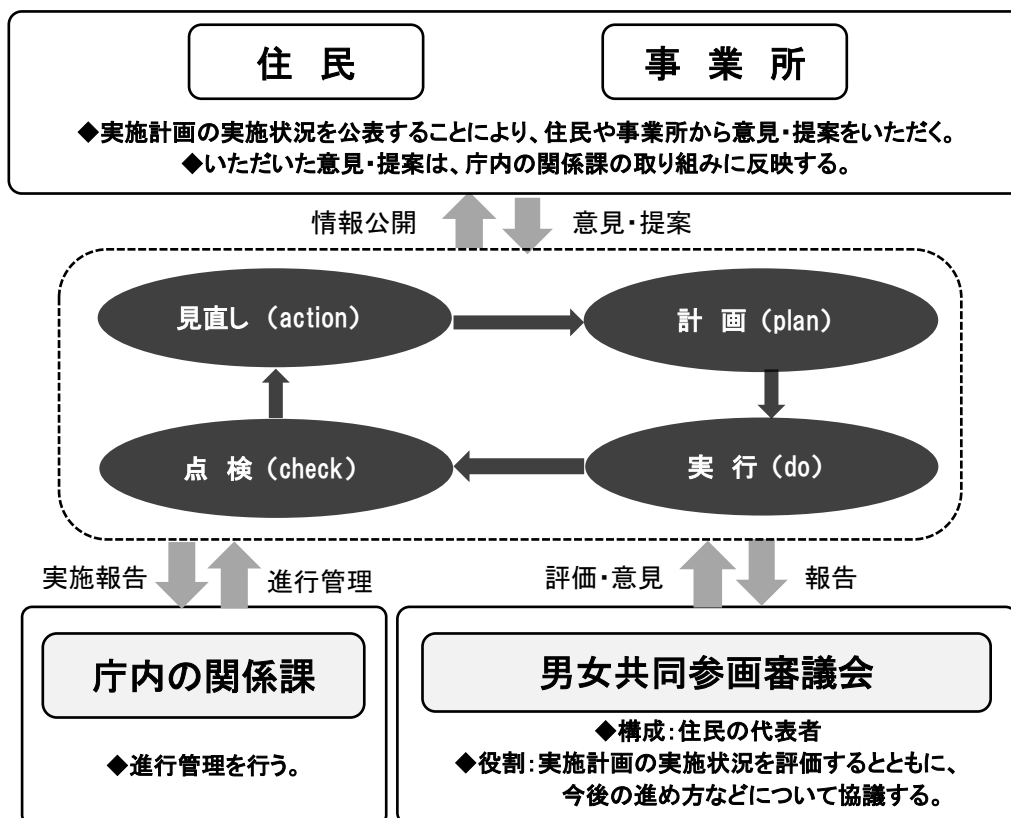
大崎上島町の男女共同参画の取り組みの実現には、行政と住民との協働が基本です。庁内の推進体制はもちろんのこと、町と住民との協働による推進体制を整え、本計画の推進及び進行管理に努めるとともに、国・県や他の地方自治体等との連携強化を図ります。

男女共同参画の推進に関する施策は広範に及ぶため、庁内関係各課と連携しながら推進します。また、住民の代表者による「大崎上島町男女共同参画審議会」と連携し、町と住民及び事業所との協働による推進体制を構築します。

具体的には、より実効性のある計画の推進に努めるため、計画の進捗については、定期的に点検・評価を行い、次の施策の展開に活かすなど、計画（Plan）、実行（Do）、点検（Check）、見直し（Action）のサイクルに基づき、点検・見直しを行います。

計画の推進にあたっては、国・県や他自治体等との連携を図るとともに、本町からも情報発信を積極的に行います。また、DV被害者の一時保護など、県などとの協力により推進する必要がある施策や類似の課題などの解決に向けて、県や近隣自治体などとの協力体制を強化します。

推進体制のイメージ



資料編

1. 大崎上島町男女共同参画審議会設置条例

平成 26 年 6 月 20 日 条例第 19 号

(設置)

第 1 条 大崎上島町における男女共同参画の推進を図るため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、大崎上島町男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、町長の諮問に應じて、次に掲げる事項について調査、審議を行うものとする。

(1) 男女共同参画に関する施策の総合的な推進に関すること。

(2) その他男女共同参画の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 10 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 公共的団体の代表

(3) その他町長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、議長を除いた出席委員の過半数をもって決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第 7 条 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 8 条 審議会の庶務は、住民課において処理する。

(その他)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2. 大崎上島町男女共同参画審議会委員名簿

任期：平成31年4月1日～令和3年3月31日

区 分		役 職 等	氏 名
学識 経験者	学識経験者	広島商船高等専門学校 教授	澤田 大吾
	学識経験者	東広島竹原人権擁護委員協議会 男女共同参画推進部会委員	小松 恵子
公共的 団体代表	商工団体	大崎上島町商工会女性部 部長	松浦 啓子
	女性団体	大崎上島町地域女性会連合会 副会長	田房 明美
	働く女性代表	社会福祉法人神峯福祉会 認定こども園 ひかりえん	渡辺 奈智恵
	企業関係者	中国電力(株)大崎発電所 総務担当 副長	平成31年4月1日 ～令和2年1月31日 松田 利彦
			令和2年2月1日～ 野崎 哲弘
	防犯関係者	竹原警察署大崎上島分庁舎 生活安全係 係長	平成31年4月1日 ～令和元年8月31日 日比 泰史
			令和元年9月1日～ 亀本 亮
町長が 必要と 認める者	福祉関係者	大崎上島町母子・父子自立支援員 兼家庭相談員	○ 楠本 由香
	教育関係者	大崎上島町教育委員会 教育長職務代理者	◎ 北山 博子
	保健関係者	大崎上島町保健衛生課 主査 (保健師)	池田 美果

◎：会長 ○：副会長

3. 策定経過

	内容
令和元年7月11日	第1回 大崎上島町男女共同参画審議会 ・会長・副会長の選任について ・諮問書の受け渡し ・大崎上島町男女共同参画推進計画策定について ・アンケートの実施について
令和元年7月～8月	男女共同参画社会に関する住民意向調査 住民：7月27日～8月15日 事業所：8月5日～20日
令和元年10月31日	第2回 大崎上島町男女共同参画審議会 ・アンケートの集計結果について ・意見交換（ワークショップ方式）
令和元年12月18日	第3回 大崎上島町男女共同参画審議会 ・大崎上島町第2次男女共同参画推進計画骨子検討（案）について
令和2年2月26日	第4回 大崎上島町男女共同参画審議会 ・大崎上島町第2次男女共同参画推進計画（全体案）について
令和2年3月25日	答申

大崎上島町第2次男女共同参画推進計画

発 行 日 : 令和2年3月

発 行 : 大崎上島町 住民課

〒725-0231 広島県豊田郡大崎上島町東野6625-1

TEL: 0846-65-3113(直通) FAX: 0846-65-3198